

昭和二十六年農林省令第三十五号

家畜伝染病予防法施行規則

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）に基き、及び同法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第一条の三）
- 第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第二条―第二十一条の十一）
- 第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止（第二十二條―第四十二條）
- 第四章 輸出入検査等（第四十三條―第五十六條）
- 第五章 病原体の所持に関する措置（第五十六條の二―第五十六條の三十五）
- 第六章 雑則（第五十七條―第六十五條）

第一章 総則

（ピロプラズマ症、アナプラズマ症及び家きんサルモネラ症の病原体）

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ症、アナプラズマ症及び家きんサルモネラ症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。

伝染性疾病病原体	ピロプラバベシア・ビゲミナ、バベシア・ポゾマ症	ビス、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アナタラ、タイレリア・エカイ	アナプラアナプラズマ・マジナールズマ症	家きんサルモネラ・エンテリカ（血清型がカルモネラリナルムであるものであつて、生物型がプロローラム又はガリナルムであるものに限る。）
----------	-------------------------	--	---------------------	---

（病原性が高いニューカッスル病）
第一条の二 法第二条第一項の表及び令第一条の表の農林水産省令で定めるニューカッスル病は、次に掲げるものとする。

一 鶏の初生ひなにおけるその病原体のICP I（脳内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。以下同じ。）が〇・七以上であるニューカッスル病

伝染性疾病の種類	ブルータング	アカバネ病	悪性カタル熱	チュウザン病	ランピースキン病	牛ウイルス性下痢	牛伝染性鼻気管炎	牛伝染性リンパ腫	アイノウイルス感染症	イバラキ病	牛丘疹性口内炎	牛流行熱	類鼻疽	破傷風	気腫疽	レプトスピラ症（レプトスピラ・ボモナ、レプトスピラ・カニコラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプト
家畜の種類	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊	牛、水牛、めん羊、山羊	牛、水牛、鹿、めん羊	牛、水牛、山羊	牛、水牛	牛、水牛	牛、水牛	牛、水牛	牛、水牛	牛、水牛	牛、水牛	牛、水牛	豚、いのしし	牛、水牛、鹿、馬	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	牛、水牛、鹿、豚、いのしし、犬

スピラ・グリポテイフオーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オクタムナリー及びレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る）	サルモネラ症（サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリテイデイス、サルモネラ・ティフイムリウム及びサルモネラ・コレラエイスによるものに限る。）	牛カンピロバクター症	トリパノソーマ症	トリコモナス症	ネオスポラ症	牛バエ幼虫症	ニパウイルス感染症	馬ウイルス性動脈炎	馬ウイルス性動脈炎	馬鼻肺炎	ヘンドラウイルス感染症	馬痘	野兎病	馬伝染性子宮炎	馬バラチフス	仮性皮膚症	伝染性膿疱性皮膚炎	ナイロビ羊病	羊痘	マエディ・ビスナ	伝染性無乳症	流行性羊流産	トキソプラズマ症	疥癬	山羊痘	山羊関節炎・脳炎	山羊伝染性胸膜肺炎	オーエスキール病	伝染性胃腸炎	豚テシオウイルス性脳脊髄炎	豚繁殖・呼吸障害症候群
牛、水牛、鹿、豚	牛、水牛、鹿、豚、鶏、うずら	牛、水牛	牛、水牛、馬	牛、水牛	牛、水牛	牛、水牛	馬、豚、いのしし	馬	馬	馬	馬	馬、めん羊、豚、いのしし、うさぎ	馬	馬	馬	鹿、めん羊、山羊	めん羊	めん羊	めん羊	めん羊	めん羊	めん羊	めん羊	豚、いのしし	山羊	山羊	山羊	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし

豚水疱疹	豚流行性下痢	萎縮性鼻炎	豚丹毒	豚赤痢	鳥インフルエンザ	低病原性ニューカッスル病	マレック病	鶏伝染性気管支炎	鶏伝染性喉頭気管炎	伝染性フアブリキウス囊病	鶏白血病	鳥結核	鳥マイコプラズマ症	ロイコトゾーン症	あひるウイルス性肝炎	あひるウイルス性腸炎	兎出血病	兎粘液腫	パロア症	チヨーク病	アカリダニ症	フゼマ症	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	豚、いのしし	鶏、あひる、うずら	鶏、あひる、うずら	鶏、あひる、うずら	鶏、あひる、うずら	鶏、あひる	あひる	うさぎ	うさぎ	蜜蜂	蜜蜂	蜜蜂	蜜蜂	蜜蜂	豚、いのしし
------	--------	-------	-----	-----	----------	--------------	-------	----------	-----------	--------------	------	-----	-----------	----------	------------	------------	------	------	------	-------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	--------

第二条の二 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でしなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所
 - 二 家畜の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 三 届出伝染病の種類並びに真症及び疑症の区分
 - 四 家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは、推定年齢）
 - 五 真症若しくは疑症の家畜又はこれらの死体の所在の場所
 - 六 発見の年月日時及び発見時の状態
 - 七 発病の推定年月日
 - 八 その他参考となるべき事項
- （伝染性疾病についての届出義務の除外）
- 第三条 法第四条第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。
- 一 届出所持者（法第四十六條の十九第二項に規定する届出所持者をいう。以下同じ。）が

その届出に係る届出伝染病等病原体（同条第一項に規定する届出伝染病等病原体をいう。以下同じ。）の使用のため当該届出伝染病等病原体の保管、使用及び滅菌等（法第四十六条の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。）をする施設（以下「届出伝染病等病原体取扱施設」という。）内に保留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十二条第一項、第十三条第一項、第二十三条の二第二項、第二十三条の二十第一項若しくは第二十三条の二十二第一項（これらの規定が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の登録を受けている製造販売業者又は製造業者（以下「許可製造業者等」という。）であつて届出所持者以外のものが生物学的製剤又は医薬品医療機器等法第二十九条に規定する再生医療等製品（以下「再生医療等製品」という。）（それぞれ届出伝染病に係るものに限る。）の検査又は製造のため保留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

三 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定した者（以下「指定検定機関」という。）であつて届出所持者以外のものが同項の検定のため保留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

四 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関であつて届出所持者以外のものが学術研究のため保留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

（伝染性疾病の発生の通報及び報告）
第四条 法第四条第四項の規定による通報は、第二条の二の届出事項につき、遅滞なく、文書又は口頭でしなければならない。

2 法第四条第四項の規定による報告は、遅滞なく、電信、電話又はこれに準ずる方法によりするほか、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第一号によりしなければならない。（新疾病についての届出）

第五条 法第四条の二第二項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でしなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所
- 二 家畜の所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 疾病の病状又は治療の結果
- 四 家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは、推定年齢）
- 五 新疾病にかかり若しくはかかっている疑いがある家畜又はこれらの死体の所在の場所
- 六 発見の年月日時及び発見時の状態
- 七 発病の推定年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（新疾病についての届出義務の除外）
第六条 法第四条の二第二項の農林水産省令で定める場合は、指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため保留する家畜が当該検定のため新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合とする。

（新疾病の発生の通報及び報告）
第七条 法第四条の二第二項の規定による通報は、第五条の届出事項につき、遅滞なく、文書又は口頭でなければならない。

2 法第四条の二第四項の規定による報告は、遅滞なく、電信、電話又はこれに準ずる方法によりするほか、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第二号によりしなければならない。（公示）

第八条 法第四条の二第六項及び第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の公示は、条例の告示と同一の方法によつてし、公表の見やすい場所に掲示してし、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供してしなければならない。

2 前項の規定による公衆の閲覧は、都道府県のウェブサイトに掲載により行うものとする。

（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）
第九条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知事が必要があると認められた場合のほか、ヨネネ病に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年行わなければならない。

2 前項の規定による命令により実施する検査（ヨネネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨネネ病に係る検査については、第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

- 一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- 二 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 三 前二号の牛と同一施設内で飼育している牛
- 四 その他農林水産大臣又は都道府県知事の指定する牛
- 五 死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体
- 六 月齢又は推定月齢が満十八月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

第十条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。

監視伝染病の種類	命令を行う場合
一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性	上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生するおそれがあるとして認め、農林水産大臣が指定した場合

鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、ランピルスキン病、類鼻疽、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、仮性皮痘、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、疣、粘液腫、アカリシダニ症、ノゼマ症

二 流行性脳炎、ブルータ次に掲げる場合
 ング、アカバネ病、チュウーザン病、アイノウイルス感視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期の一月前

二 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期

三 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期の一月後

2 前項の規定による命令により実施する検査は、同項の表第一号に掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している家畜を対象として、同表第二号に掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している越夏していない家畜のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

（家畜以外の動物についての伝染性疾病の発生の状況等を把握するための検査）
第十一条 法第五条第三項の検査は、家畜以外の動物であつて法第二条第一項の表の上欄に掲げ

る伝染性疾病にかかり、若しくはかかっている疑いがあるもの又はその死体を対象として、別表第一の区分の欄に掲げる伝染性畜病にあってはそれぞれ同表に定める検査の方法に準ずる方法により、同項の表の上欄に掲げる伝染性畜病であつて別表第一の区分の欄に掲げる伝染性畜病以外のものにあつては通常行つた方法により、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの及び家畜防疫員が相互に緊密に連絡し、及び適切に分担して実施するものとする。

第十二条 法第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなければならない。

第十三条 法第七条（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、印、いれずみその他の標識を付することができる家畜又はその死体の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜又はその死体の種類	箇所	標識の種類及び様式
牛疫予防液又は口蹄疫予防液右耳の注射を行った牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚及びいのしし	耳標第六号	別記様式第六号
ブルセラ症、結核又はヨーネ左耳病の検査を行った第九号第二項第一号から第四号までに掲げる牛（患畜及び疑似患畜を除く。）	耳標第七号	別記様式第七号
豚熱予防液の注射を行った豚背部及びいのしし	塗装「V」の文字	別記様式第八号
家きんサルモネラ症の検査を左脚行つた鶏（患畜及び疑似患畜を除く。）	脚環	別記様式第九号
伝達性海綿状脳症の検査を行つた第九号第二項第五号に掲げる牛の死体（患畜及び疑似の定め患畜を除く。）及び同項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体（牛及び豚（患畜及び疑似患畜を除く）並びにその他の家畜（蜜蜂にあつ並びに患畜及び疑似患畜を除く。）	脚環	別記様式第十号

耳を除く。

第十四条 法第八条（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記様式第九号及び様式第十号とする。

第十四条の二 法第八条の二第一項の規定による設備の設置は、衛生管理区域（同項に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該衛生管理区域に出入りする者の身体、当該衛生管理区域に持ち込み、又は当該衛生管理区域から持ち出す第十四条の六の物品及び当該衛生管理区域に入れ、又は当該衛生管理区域から出す車両を消毒するためのものを設置することにより行うものとする。

第十四条の三 法第八条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、畜舎及び卵舎（以下「畜舎等」という。）とする。

第十四条の四 法第八条の二第一項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている畜舎等の敷地とする。

第十四条の五 法第八条の二第二項及び第三項の規定による消毒は、医薬品医療機器等法第二條第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては医薬品医療機器等法第五十二條の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱以上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用し行う場合にあつては家畜防疫員又は獣医師の指示に従うものとする。

第十四条の六 法第八条の二第二項の農林水産省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

- 一 衛生管理区域外にある畜産関係施設等（衛生管理区域、家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他の畜産業に係る施設及び場所をいう。以下同じ。）において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該衛生管理区域に入る者が当該衛生管理区域に持ち込むもの

二 衛生管理区域内において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該衛生管理区域から出る者が当該衛生管理区域から持ち出すもの（公示）

第十五条 法第九条又は第三十条の規定による命令は、その実施期日の十日前までに法第五条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法の別及びその実施方法を公示（当該命令を受けるべき者が十人以下であるときは、これらの者に対する別記様式第十一号による命令書の交付）をして行わなければならない。ただし、緊急の場合には、その期間を法第九条の場合にあつては三日まで、法第三十条の場合にあつてはその実施期日の前日まで短縮することができる。

2 前項の公示には、第八条の規定を準用する。（通行の制限又は遮断）

第十五条の二 令第三条第二項及び第五条第三項（令第七条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 通行の制限又は遮断を行う場所

二 通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容

三 通行の遮断にあつては、その期間

2 令第三条第三項及び第五條第四項（令第七条において準用する場合を含む。）の規定による公衆の閲覧は、都道府県又は市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第十六条 法第十一条の農林水産大臣の指定する骨肉皮毛類は、次のとおりとする。

一 輸入された骨肉皮毛類

二 出血性敗血症若しくは豚水疱病の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類

（化製場における設備及び製造方法）

第十七条 法第十一条の農林水産省令で定める設備の基準は、次のとおりとする。

一 原料置場、化製室、汚物ため、汚水ため、製品置場及び従業員室を備え、かつ、これらがそれぞれ区画されていること。

二 原料置場及び製品置場は、その位置が相互に相当の距離を保ち、その床が汚水等の浸透

しない材料で造つてあり、かつ、犬猫等の出入りを防ぐ設備があること。

三 化製室は、その床が汚水等の浸透しない材料で造つてあり、その内側に汚水溝を備え、原料入口及び製品出口をそれぞれ別個に有し、かつ、その室内又はこれに隣接する箇所

に焼却及び消毒をするために必要な設備があること。

四 汚物ため及び汚水ためは、原料置場、製品置場、化製室及び従業員室から隔離され、かつ、外部に汚水等が浸透しない材料で造つてあること。

五 従業員室及び化製室は、その出入口に人及び衣類の消毒設備があること。

法第十一条の農林水産省令で定める方法の基準は、次のとおりとする。

一 原料置場に格納された骨肉皮毛類を化製のため搬出したときは、遅滞なく、当該原料置場を消毒すること。

二 化製された物（未製品を含む。）を製品置場に格納するときは、あらかじめ、当該製品置場を消毒すること。

三 骨肉皮毛類は、化製室において原料入口から搬入され、特定疾病又は監視伝染病の病原体により汚染されるおそれがない化製工程を経て化製され、製品出口から搬出されること。

四 輸入された骨肉皮毛類であつて、牛、水牛若しくは鹿又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、牛肺疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、馬又はその死体から分離されたものについては鼻疽の、めん羊若しくは山羊又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、豚若しくはいのしし又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫、出血性敗血症、豚熱、アフリカ豚熱及び豚水疱病の病原体がその化製工程中に完全に消滅されること。

五 出血性敗血症若しくは豚水疱病の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類については、当該伝染性畜病の病原体がその化製工程中に消滅されること。

六 従業員は、化製室においては化製室専用の作業衣、作業靴等を着用し、作業後必ずこれを消毒すること。

七 汚物だめの汚物は焼却され、又は消毒され、汚水だめの水は消毒後排水されること。
(指定家畜集合施設)

第十八条 法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。
一 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)に基づいて行う競馬

二 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第二条第三項に規定する家畜市場及びその他の家畜を売買する施設であつて毎年定期に又は百日以上開催するもの
三 都道府県の区域(北海道にあつては、支庁の区域)を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物

第十九条 法第十二条第一項の特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な設備は、次の基準に適合したものでなければならぬ。
一 家畜診断所、隔離所及び汚物だめを備えること

二 家畜診断所については、検査を行うに必要な器材を備え、かつ、汚物処理及び消毒を十分に行うことができる構造を有するものであること
三 隔離所については、健康な家畜を保留する場所、河川又は道路から隔離されている場所にあり、かつ、特定疾病又は監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない構造を有するものであること

四 汚物だめについては、健康な家畜を保留する場所から隔離されている場所であり、汚物の散乱、流出及び昆虫等の出入を防ぎ、かつ、汚物処理及び消毒を十分に行うことができる構造を有するものであること
(検査の実施状況等の報告及び通報)

第二十条 都道府県知事は、毎年一月三十一日までに、その前年中に特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためとした措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号により農林水産大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、家畜の所有者に対し、法第四條の二第三項若しくは第五項若しくは第五條第一項の規定により家畜防疫員の検査若しくは

法第六條第一項の規定により家畜防疫員の注射、薬浴若しくは投薬を受けるべき旨を命じ、又は法第九條の規定により消毒方法、清潔方法若しくはねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命じたときは、その実施状況を、遅滞なく、関係都道府県知事に通報しなければならない。

(飼養衛生管理基準)
第二十一条 法第十二條の三第一項の飼養衛生管理基準は、別表第二の上欄に掲げる家畜の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

第二十一条の二 法第十二條の三の二第一項の規定による選任は、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の者を選任して行うものとする。ただし、衛生管理区域が二以上ある場合において、これらの衛生管理区域が隣接しているときその他飼養衛生管理者による同項各号に掲げる業務の適切な実施に支障がないときは、二以上の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任すれば足りる。

2 法第十二條の三の二第一項の家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となるときも、前項と同様とする。

(飼養衛生管理者に対する研修等)
第二十一条の三 法第十二條の三の二第一項の家畜の所有者は、飼養衛生管理者について、次に掲げる内容に係る知識及び技術の習得及び向上を図るよう努めなければならない。
一 家畜の伝染性疾患の我が国及び外国における発生の状況及び動向
二 法第十二條の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の内容及び当該基準を遵守するための具体的な措置の内容
三 法第十二條の三の二第一項の規定により飼養衛生管理者を選任した衛生管理区域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が定めた法第十二條の三の四第一項に規定する飼養衛生管理指導等計画の内容
四 前三号に掲げるもののほか、飼養衛生管理者が法第十二條の三の二第一項各号に掲げる業務を行うために必要な知識及び技術の習得及び向上に資する内容

2 法第十二條の三の二第一項の家畜の所有者は、飼養衛生管理者に対し、少なくとも年一回前項各号に掲げる内容についての研修等を受けさせるよう努めなければならない。

(飼養衛生管理指導等計画の報告)
第二十一条の四 法第十二條の三の四第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した飼養衛生管理指導等計画に即して飼養衛生管理に係る指導等(法第十二條の三の三第一項に規定する飼養衛生管理に係る指導等をいう)を実施する前にしなければならない。
(定期の報告)
第二十一条の五 法第十二條の四第一項の規定による報告は、農場(畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。)ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 衛生管理区域及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図
二 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようになるとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面
三 衛生管理区域の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面
四 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面
五 埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 埋却の用に供する土地の所在地
ロ 埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあつては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容
ハ 埋却の用に供する土地の面積及び利用状況
ニ 農場から埋却の用に供する土地までの距離
ホ 埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無
ヘ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項

六 焼却又は化製のための準備措置を講じている場合にあつては、その状況として次に掲げる事項を記載した書類
イ 焼却施設又は化製場の名称及び所在地
ロ 農場から焼却施設又は化製場までの距離
ハ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無

七 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確認するための取組の状況を記載した書面
八 次に掲げる事項(馬の所有者にあつては、ト及びリを除く)を規定する飼養衛生管理マニュアルの写し
イ 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
ロ 海外渡航時及び帰国後の注意事項
ハ 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む)に関する注意喚起
ニ 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
ホ 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
ヘ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱
ト 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

チ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
リ 農場における防疫のための更衣
ヌ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等
九 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者(以下「大規模所有者」という。)にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面
イ 牛(月齢が満四月以上のものに限る。)
ニ 百頭(次に掲げる牛にあつては、三千頭)

(1) 肥育牛(乳用種(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成十五年農林水産省令第七十二号)第三条第二項第八号から第十号までに掲げる種をいう。以下同じ。))の雄牛及び交雑種(同項第十一号に掲げ

る種をいう。以下同じ。)の牛に限る。)にあつては、月齢が満十七月未満のもの(2) その他の牛にあつては、月齢が満二十

四月未満のもの

口 水牛及び馬 二百頭

ハ 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 三

千頭

ニ 鶏及びうずら 十万羽

ホ あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥 一万羽

十 大規模所有者(馬の所有者を除く。)にあつては、従業員が特定症状(法第十三条の二

第一項の症状をいう。以下同じ。)を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

(報告事項)

第二十一条の六 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの(その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。)とする。

一 家畜の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の連絡先(第五号において単に「連絡先」という。)

二 その飼養している家畜の種類及び頭羽数

三 畜舎等の数

四 法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の項目ごとに、当該項目の遵守状況及び当該項目を遵守するための措置の実施状況

五 法第十二条の三の二第一項の規定により選任した飼養衛生管理者の氏名、住所及び連絡先並びに当該飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所

(通知)

第二十一条の七 法第十二条の四第二項の規定による通知は、前条各号に掲げる事項につき、文書でなければならぬ。

(指導及び助言の方法)

第二十一条の八 法第十二条の五の農林水産省令で定める方法は、同条の家畜の所有者に対し、

次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第十二条の五の規定による指導及び助言をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

(命令の方法)

第二十一条の十 法第十二条の六第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第十二条の六第二項の規定による命令をする旨

二 勧告に従わなかつた事実

三 とるべき措置の内容

四 措置をとるべき期限

五 その他必要と認める事項

2 第二十一条の八第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

(家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表)

第二十一条の十一 法第十二条の七の規定による公表は、毎年一回、同条に規定する状況について都道府県ごとに整理して行うものとする。ただし、農林水産大臣が家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、特定の都道府県について臨時に行うことができる。

第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止(患者等の届出)

第二十二条 法第十三条第一項の規定による届出は、左に掲げる事項につき、文書又は口頭でなければならぬ。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 所有者の氏名又は名称及び住所

三 家畜伝染病の種類並びに患者及び疑似患者の区分

四 家畜(死亡した家畜を含む。)の種類、性及び年齢(不明のときは推定年齢)

五 患者若しくは疑似患者又はこれらの死体の所在の場所

六 発見の年月日時及び発見時の状態

七 発病の推定年月日

八 その他参考となるべき事項

(患者等の届出義務の除外)

第二十三条 法第十三条第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 許可所持者(法第四十六条の五第一項第二号に規定する許可所持者をいう。以下同じ。)がその許可に係る家畜伝染病病原体(同項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。)の使用のため取扱施設(同条第二項第四号に規定する取扱施設をいう。以下同じ。)内に保留する家畜が当該使用のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に保留する家畜が当該使用のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

三 許可製造業者等(許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。)が生物学的製剤又は再生医療等製品(それぞれ家畜伝染病に係るものに限る。第二十六条の二第三号、第二十九条第三号、第三十一条第三号及び第三十三条第三号において同じ。)の検査又は製造のためその施設内に保留する家畜が当該検査又は製造のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

四 指定検定機関(許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。)が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため保留する家畜が当該検定のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関(許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。)が学術研究のためその施設内に保留する家畜が当該学術研究のため患者又は疑似患者となつたことを発見した場合

(患者等の発生の公示)

第二十四条 法第十三条第四項の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしなければならない。

一 患者及び疑似患者の区分並びにその頭羽数

二 発生の場所又は区域

三 発生年月日

四 その他参考となるべき事項

2 前項の公示には、第八条の規定を準用する。

(患者等の発生の通報及び報告)

第二十五条 法第十三条第四項の規定による通報(関係都道府県知事にするものを除く。)は、第二十二号各号に掲げる事項につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病(第一条の二各号に掲げるものに限る。)の患者又は疑似患者

二 前号の患者及び疑似患者以外の初発の患者又は疑似患者

三 前二号の患者及び疑似患者以外の患者又は疑似患者

3 法第十三条第四項の規定による報告は、遅滞なく、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりするほか、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第十五号によりしなければならない。

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出)

第二十六条 法第十三条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でしなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 二 所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 特定症状の内容
- 四 当該家畜(死亡した家畜を含む。)の種類、性及び年齢(不明のときは、推定年齢)
- 五 当該家畜又はその死体の所在の場所
- 六 発見の年月日時
- 七 発見時における同一の農場のその他の家畜の状態
- 八 その他参考となるべき事項

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務の除外)

第二十六条の二 法第十三条の二第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため特定症状を呈していることを発見した場合
- 二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため特定症状を呈していることを発見した場合
- 三 許可製造業者等が生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜が当該検査又は製造のため特定症状を呈していることを発見した場合
- 四 指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の規定のため係留する家畜が当該検定のため特定症状を呈していることを発見した場合
- 五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究のためその施設内に係留する家畜が当該学術研究のため特定症状を呈していることを発見した場合

(特定症状に関する報告)

第二十六条の三 法第十三条の二第四項の規定による報告は、第二十六条各号に掲げる事項につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

(検体の採取及び提出の要件)

第二十六条の四 法第十三条の二第四項の農林水産省令で定める要件は、特定症状を呈している

家畜が複数の畜房(畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいう。以下同じ。)内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、隣接する複数の畜房内)で発見されたときとする。

(患者等である旨の通知)

第二十六条の五 法第十三条の二第五項及び第七項の規定による通知は、同条第五項の規定による判定の結果につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

(患者等である旨の公示)

第二十六条の六 法第十三条の二第八項の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしなければならない。

- 一 患者及び疑似患者の区分並びにその頭羽数
- 二 患者若しくは疑似患者又はこれらの死体の所在の場所又は区域
- 三 判定の年月日
- 四 その他参考となるべき事項

2 前項の公示には、第八条の規定を準用する。(患者等である旨の通報)

第二十七条 法第十三条の二第八項の規定による通報は、第二十六条各号に掲げる事項、家畜伝染病の種類並びに患者及び疑似患者の区分につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

- 一 第二十五条第一項第一号に規定する家畜伝染病の患者又は疑似患者
- 二 前号の患者及び疑似患者以外の初発の患者又は疑似患者
- 三 前二号の患者及び疑似患者以外の患者又は疑似患者

(と殺義務の除外)

第二十八条 法第十六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、当該家畜が次の各号に該当するものである場合とする。

- 一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの
- 二 届出所持者がその許可に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

三 許可製造業者等が牛疫予防液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液若しくは低病原性鳥インフルエンザ予防液又は医薬品医療機器等法第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜であつて当該検査又は製造のため牛疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者又は疑似患者となつたもの

四 指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜であつて当該検定のため牛疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者又は疑似患者となつたもの

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究のためその施設内に係留する家畜であつて当該学術研究のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

六 法第二十条第二項の規定により病性鑑定を行う家畜

七 家畜防疫官が法第十六条第一項第二号に規定する疑似患者であることを法第四十条の規定による検査中に発見した家畜であつて当該家畜が希少な動物であることその他特別の事情があると認められるため当該家畜の輸出国に返送するもの(同号に規定する家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがない方法により、当該輸出国に返送するまでの間係留し、かつ、当該輸出国に返送することができるものに限る。)

(と殺の届出の除外)

第二十九条 法第十八条の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため患者又は疑似患者となつたものを当該取扱施設内で殺す場合
- 二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため患者又は疑似患者となつたものを当該届出伝染病等病原体取扱施設内で殺す場合
- 三 許可製造業者等が生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜であつて当該検査又は製造のため

め患者又は疑似患者となつたものを当該施設内で殺す場合

四 指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜であつて当該検定のため患者又は疑似患者となつたものを殺す場合

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究のため係留する家畜であつて当該学術研究のため患者又は疑似患者となつたものを当該施設内で殺す場合

(焼却、埋却等の基準)

第三十条 法第二十一条第一項の焼却及び埋却、法第二十三条第一項の焼却、埋却及び消毒並びに法第二十五条第一項の消毒についての農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 焼却及び埋却にあつては、対象とする家畜の死体又は物品の性状、病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。
- イ 死体を焼却する場合にあつては、死亡獣畜を焼却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。
- ロ 物品を焼却する場合にあつては、焼却炉又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常家畜が接近しない場所で行うこと。
- ハ 死体を埋却する場合にあつては、死亡獣畜を埋却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。

ニ 物品を埋却する場合にあつては、人家、飲料水、河川又は道路に近接しない場所であつて日常人又は家畜が接近しない場所で行うこと。

ホ 死体又は物品を埋却する場合にあつては、埋却した場所に、次の事項を記載した標示をしておくこと。

- (1) 埋却した死体又は物品に係る病名及び家畜にあつてはその種類
- (2) 埋却した年月日及び発掘禁止期間

カレドニア、ニュージーランド及び
パナアツ以外の地域

第四十四条 法第三十六条第一項各号に掲げる物
(以下「禁止品」という。)の輸入につき同項但
書の許可を受けようとする者は、農林水産大臣
に別記様式第二十号による申請書を提出しなけ
ればならない。

2 農林水産大臣は、前項の許可をしたときは、
当該申請者に対し、別記様式第二十一号による
輸入許可証明書を禁止品一ご当り又は一頭当り
一通ずつ交付する。

3 前項の輸入許可証明書の交付を受けた者は、
これを発送人に送付し、当該禁止品に添付し
て、又は当該禁止品とともに、発送させなけれ
ばならない。
(病原体の輸入に関する届出)

第四十四条之二 法第三十六条の二第一項の規定
による届出は、別記様式第二十一号の二による
書面によりしなければならない。

(指定検疫物)

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物
は、次のとおりとする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ 偶蹄類の動物及び馬

口 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ
鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその
他のかも目の鳥類(以下「かも類」とい
う。)(これらの初生ひなであつて、農林水
産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜
防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は
飛行場の区域外に移動しないのでそのま
ま輸出されるものを除く。)

ハ 犬(農林水産大臣が定める要件に該当
し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸
入に係る港又は飛行場の区域外に移動しな
いのでそのまゝ輸出されるものを除く。)

ニ うさぎ(農林水産大臣が定める要件に該
当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその
輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動し
ないでそのまゝ輸出されるものを除く。)

ホ 蜜蜂(農林水産大臣が定める要件に該
当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸
入に係る港又は飛行場の区域外に移動しな
いのでそのまゝ輸出されるものを除く。)

鳥、七面鳥及びかも類の卵
三 第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、
毛、羽、角、蹄、臍及び臓器

四 第一号の動物の生乳、乳等(乳(生乳を除
く)、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、
れん乳、粉乳その他乳を主要原料とする物
をい、外国から入港した船舶又は航空機に
乗つて来た者の携帯品として輸入するものを除
く)、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿
五 第一号の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血
粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
六 第三号の物を原料とするソーセージ、ハム
及びベーコン

七 第四十三条の表法第三十七条第一項第二号
に掲げる物の項の中欄に掲げる地域から発送
され、又はこれらの地域を経由した穀物のわ
ら(飼料用以外の用途に供するために加工
し、又は調製したものを除く。)及び飼料用
の乾草

八 法第三十六条第一項ただし書の許可を受け
て輸入する物
(飼料用以外の用途に供する穀物のわら)
第四十五条之二 法第三十七条第一項第二号の飼
料用以外の用途に供する穀物のわらとして農林
水産省令で定めるものは、飼料用以外の用途に
供するために加工し、又は調製したものとす
る。(輸入のための検査証明書の添付の除外)

第四十六条 法第三十七条第二項第一号の農林水
産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とす
る。

一 法第三十七条第一項の検査証明書又はその
写しの添付が特に困難であると認められる国
から輸入する場合

二 指定検疫物のうち、当該指定検疫物につき
法第三十七条第一項の検査証明書又はその写
しに記載されるべき事項が記録され、かつ、
輸出国の政府機関が作成したと認められる電
磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人
の知覚によつては認識することができない方
式で作られる記録であつて、電子計算機によ
る情報処理の用に供されるものをいう。)が
作成されたものを輸入する場合

三 試験研究の用に供するための人又は動物の
細胞に添加された血清を輸入する場合

四 農林水産大臣が指定する施設において試験
研究の用に供するための指定検疫物(前号に
規定する血清を除く。)を輸入する場合

法第三十七条第二項第二号の農林水産省令で
定める国は、オーストラリアとする。

(輸入の場所)
第四十七条 法第三十八条の農林水産省令で指定
する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指
定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に
定めるところとする。

指定検疫港、飛行場
物の種類

第四十五号 苦小牧港、京浜港、名古屋港、阪神港、
第四十六号 関門港、博多港、鹿児島港、那覇港、
の物(身新千歳空港、成田国際空港、東京国際
体障害者空港、中部国際空港、関西国際空港、
補助大法大阪国際空港、神戸空港、北九州空港、
平成十福岡空港、鹿児島空港、那覇空港
四年法律
第四十九
号)第二
条第一項
に規定す
る身体障
害者補助
犬であつ
て、身体
障害者が
同伴する
ものを除
く。)

第四十
五号第二
条の物
(穀付き
のものに
限る。)

第四十五
号 釧路港、苦小牧港、石狩湾港、小樽港、
室蘭港、釜石港、仙台塩釜港、秋田港、
新潟港、小名浜港、千葉港、京浜港、
新潟港、直江津港、伏木富山港、金沢
港、清水港、名古屋港、四日市港、阪
神港、姫路港、和歌山下津港、境港、
徳島小松島港、高松港、松山港、高知港、
博多港、伊万里港、長崎港、大分港、
細島港、鹿児島港、那覇港、旭川空港、
新千歳空港、函館空港、青森空港、仙
台空港、秋田空港、福島空港、成田国
際空港、東京国際空港、新潟空港、富
岡国際空港、小松飛行場、中部国際空港、
関西国際空港、大阪国際空港、神戸空

港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、
高松空港、松山空港、北九州空港、福
岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空
港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港

第四十五
号 釜石港、小樽港、室蘭港、八戸港、
の皮、毛酒田港、小名浜港、鹿島港、千葉港、
羽、角京浜港、新潟港、伏木富山港、金沢港、
及び蹄並清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、
びに同条和歌山下津港、境港、水島港、広島港、
第五号の関門港、徳島小松島港、高松港、松山
肉粉、肉港、博多港、伊万里港、長崎港、大分
骨粉、血港、細島港、志布志港、鹿児島港、那
粉、皮粉那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空
蹄角粉及成田国際空港、東京国際空港、新潟空
び臓器粉港、富山空港、小松飛行場、中部国際
港、関西国際空港、大阪国際空港、
神戸空港、岡山空港、広島空港、高松
港、長崎空港、熊本空港、大分空港、
鹿児島空港、那覇空港

第四十五
号 苦小牧港、石狩湾港、小樽港、室蘭港、
条第三号八戸港、石巻港、仙台塩釜港、秋田港、
の骨及び酒田港、小名浜港、鹿島港、千葉港、
同条第五京浜港、新潟港、伏木富山港、金沢港、
号の骨粉清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、
(ふるい和歌山下津港、境港、水島港、高知
目の開き徳島小松島港、高松港、松山港、高知
が八四〇港、博多港、伊万里港、大分港、細島
マイク口港、志布志港、鹿児島港、那覇港、旭
メートル川空港、新千歳空港、函館空港、青森
の網ふる空港、仙台空港、福島空港、成田国際
いを通過空港、東京国際空港、新潟空港、富山
する生骨空港、小松飛行場、中部国際空港、関
粉を除く西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、
岡山空港、広島空港、高松空港、松山
空港、北九州空港、福岡空港、長崎空
港、熊本空港、大分空港、鹿児島空港、
那覇空港

ふるい目
の開き
八四〇
イクロ
メ
トルの
網ふる

鹿児島港
那覇空港

鹿児島港、那覇空港

第四十五
号 釜石港、小樽港、室蘭港、八戸港、
の皮、毛酒田港、小名浜港、鹿島港、千葉港、
羽、角京浜港、新潟港、伏木富山港、金沢港、
及び蹄並清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、
びに同条和歌山下津港、境港、水島港、広島港、
第五号の関門港、徳島小松島港、高松港、松山
肉粉、肉港、博多港、伊万里港、長崎港、大分
骨粉、血港、細島港、志布志港、鹿児島港、那
粉、皮粉那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空
蹄角粉及成田国際空港、東京国際空港、新潟空
び臓器粉港、富山空港、小松飛行場、中部国際
港、関西国際空港、大阪国際空港、
神戸空港、岡山空港、広島空港、高松
港、長崎空港、熊本空港、大分空港、
鹿児島空港、那覇空港

第四十五
号 苦小牧港、石狩湾港、小樽港、室蘭港、
条第三号八戸港、石巻港、仙台塩釜港、秋田港、
の骨及び酒田港、小名浜港、鹿島港、千葉港、
同条第五京浜港、新潟港、伏木富山港、金沢港、
号の骨粉清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、
(ふるい和歌山下津港、境港、水島港、高知
目の開き徳島小松島港、高松港、松山港、高知
が八四〇港、博多港、伊万里港、大分港、細島
マイク口港、志布志港、鹿児島港、那覇港、旭
メートル川空港、新千歳空港、函館空港、青森
の網ふる空港、仙台空港、福島空港、成田国際
いを通過空港、東京国際空港、新潟空港、富山
する生骨空港、小松飛行場、中部国際空港、関
粉を除く西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、
岡山空港、広島空港、高松空港、松山
空港、北九州空港、福岡空港、長崎空
港、熊本空港、大分空港、鹿児島空港、
那覇空港

ふるい目
の開き
八四〇
イクロ
メ
トルの
網ふる

鹿児島港
那覇空港

鹿児島港、那覇空港

鹿児島港、那覇空港

鹿児島港、那覇空港

鹿児島港、那覇空港

鹿児島港、那覇空港

を通過する生骨粉	第四十五号小樽港、空蘭港、石巻港、山田金山港、鹿島港、千葉港、京浜港、新の生乳、潟港、伏木富山港、金沢港、清水港、精液、受名古屋港、四日市港、阪神港、和歌山精卵、未下津港、境港、水島港、関門港、徳島受精卵、小松島港、高松港、松山港、博多港、ふん及び伊万里港、鹿児島港、那覇港、旭川港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港
第四十五号室蘭港、函館港、八戸港、釜石港、仙の乳等	第四十五号室蘭港、函館港、八戸港、釜石港、仙台金山港、秋田港、秋田船川港、酒田港、小名浜港、鹿島港、常陸那珂港、千葉港、京浜港、新潟港、直江津港、伏木富山港、金沢港、清水港、三河港、名古屋港、四日市港、阪神港、姫路港、和歌山下津港、境港、浜田港、水島港、福山港、広島港、関門港、徳島小松島港、高松港、三島川之江港、今治港、松山港、高知港、博多港、伊万里港、長崎港、八代港、大分港、細島港、志布志港、鹿児島港、川内港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港

港、水島港、福山港、広島港、関門港、徳島小松島港、今治港、高知港、博多港、唐津港、伊万里港、熊本港、八代港、細島港、志布志港、川内港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島港、那覇空港	第四十五号小樽港、稚内港、小樽港、京浜港、京浜港、名古屋港、阪神港、関門港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島港、那覇空港
---	--

第四十七条の二 法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。

一 偶蹄類の動物及び馬

二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類

三 犬

第四十七条の三 法第三十八条の二第一項の規定による届出は、前条第一号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつて日百二十日前から九十日前までの間に、前条第二号に掲げる動物にあつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつて日百二十日前から四十日前までの間に、別記様式第二十一号の三による書面により、前条第三号に掲げる動物があつてはその動物を積載した船舶又は航空機が第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつて日百二十日前までの間に、別記様式第二十一号の四による書面によりしなければならない。ただし、動物検査所長がこれによるのが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。

第四十七条の四 法第三十八条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 輸入しようとする動物の性、年齢及び生産地

三 輸入しようとする動物のとう載予定地、とう載予定年月日及びとう載予定船舶名又はとう載予定航空機名

四 その他参考となるべき事項

第四十七条の五 法第三十八条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、法第三十六条第一項ただし書の許可を受けて輸入する場合とする。

(検査信号)

第四十八条 法第三十九条第一項の検査信号は、昼間においては前掲、頭にて別記様式第二十二号による旗を掲げ、夜間においては同一箇所に紅

灯一箇その下に白灯二箇を連掲してしなければならない。(輸入検査の事前通知)	第四十九条 家畜防疫官は、指定検疫物(郵便物として輸送されたものを除く。)を輸入しようとする者から別記様式第二十三号による輸入検査申請書の提出があつたときは、その者に対し、検査の場所及び期日を、あらかじめ、通知しなければならない。
(検査のための係留期間)	第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物(次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。)につき、それぞれ次の表の下欄に定めるところとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たり、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。
動物の種類	輸入又は輸出の際の係留期間
一 偶蹄類の動物	十五日(輸出の場合は七日)
二 馬	十日(輸出の場合は五日)
三 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥、鳥及びかも類	十日(初生ひなの輸入の場合)は十四日、輸出の場合は二日
四 犬	十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間
五 前各号以外の動物	一日
動物	前項の表の上欄に掲げる種類の動物であつて、次の表の上欄に掲げる動物に該当するもの(法第十六条第一項各号に掲げる家畜及び法第十七条第一項の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜を除く。)の係留期間は、それぞれ同表の下欄に定めるところとする。ただし、当該係留期間が、その前項の表の上欄に掲げる種類の動物につき同表の下欄に定める期間(次項の規定により当該期間を短縮した場合)には、当該短縮した期間以内である場合には、当該期間とする。
動物	輸入又は輸出の際の係留期間

<p>一 家畜の伝染性疾病(家畜の伝染性疾病の病(輸入の場合にあつては、原体を拡散するおそれ監視伝染性の病原体を及ぼさざるまでの期間に伝染性疾病に限る。以下この表において同じ。))にかかつている動物</p> <p>二 家畜の伝染性疾病にかかつている疑いがある動物</p> <p>三 家畜の伝染性疾病にかかつている疑いがある動物</p> <p>四 家畜の伝染性疾病にかかつている疑いのある動物</p>	<p>家畜の伝染性疾病にかかつている疑いがある動物</p> <p>家畜の伝染性疾病にかかつている疑いがある動物</p> <p>家畜の伝染性疾病にかかつている疑いがある動物</p> <p>家畜の伝染性疾病にかかつている疑いがある動物</p>	<p>3 輸入の場合における第一項の係留期間は、法第三十七条第二項第一号に掲げる場合において同条第一項の検査証明書又はその写しが付添されていなくては、第一項の表第一号の動物にあつては三十日まで、同表第二号及び第三号の動物にあつては二十日まで、同表第五号の動物にあつては十日までこれを延長し、家畜防疫官が輸出国の防疫状況により適当と認めるときは、同表第一号の動物にあつては七日まで、同表第二号の動物にあつては五日まで、同表第一号から第三号までの動物を家畜防疫官が指定すると畜場に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従つて輸送して当該と畜場で殺すときは、これらの動物にあつては五日までそれぞれこれを短縮することができる。</p> <p>4 第一項の表第二号の動物であつて国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技大会をいう。以下同じ。)に出場するものを輸入する場合は、以下の同様の係留期間は、家畜防疫官が輸出国の防疫状況並びに当該動物の輸入後の飼養管理が行われる場所及びその方法により適当と認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。</p> <p>5 第一項の表第二号の動物であつて競馬法施行規則(昭和二十九年農林省令第十五号)第五十七條第一項に規定する競走(同令第五十八條の規定により準用する場合を含む。)又は国際競技大会に出場するため輸入されたものを輸出する場合における同様の係留期間は、家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。</p>
---	---	--

官が当該動物の輸入から輸出までの間における飼養管理の状況により適当と認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。ただし、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

6 第一項の表第三号の動物の初生ひなを輸出する場合における同様の係留期間は、家畜防疫官が、当該ひなについての法第四十五條の検査前三箇月以内にその生産地に当該ひなの伝染性病が発生していないと認めるときは、これを一日以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間に短縮することができる。ただし、輸入国政府がその輸入に当たり当該時間以上の係留期間を必要としている場合は、この限りでない。

5 第五十一條 法第四十四條第一項及び第二項の輸入検査証明書の様式は、別記様式第二十四号とする。ただし、電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六條第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第五十四條第二項において同じ。)を使用し、法第四十四條第一項の規定による届出をした者から輸入検査証明書の交付の請求があつたときの当該証明書は、当該届出をした者が別記様式第二十三号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から入力した事項を動物検査所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が、法第四十條第一項及び第二項の検査を終了したことを証明する旨及び氏名を記載したものとす。

2 法第四十四條第一項及び第二項の規定による輸入検査証明書の交付に代えて電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七條第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第五十四條第三項及び第五十六條において同じ。)を使用して証明の通知を行う場合の当該通知の内容は、法第四十條第一項及び第二項の検査を終了したことを証明する旨とする。

3 法第四十四條第一項の規定により、印刷、複製、又はその他の標識を付さなければならぬ指定検査物の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

指定検査物の種類	箇所	標識の種類及び様式
牛(法第四十四條第一項の規定による輸入検査証明書がない又は左の個体に係るものであるものを識別するための措置(以下「個体識別措置」という。))が講じられていないものを除く。	左前	角らく印別
馬(個体識別措置が講じられていないものを除く。)	左前	角らく印別
動物以外の指定検査物(容器包装の大きさ又は状態により包装の大きさを押すことが困難なものものを除く。)	器	器
指定検査物を包有する郵便物(容器包装の大きさ又は状態により包装の大きさを押すことが困難なものものを除く。)	器	器
4 外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来たる者の携帯品として輸入する指定検査物及び指定検査物を包有する郵便物に対し、前項の規定に基づきスタンプを押した場合に、当該スタンプを法第四十四條第一項の規定による輸入検査証明書とみなす。	当	当

5 第五十一條の二 偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液、受精卵及び未受精卵を輸出しようとする者は、輸出の九十日前まで(これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検査所長が指定する日まで)に動物検査所長に次の輸出検査申請書を提出しなくてはならない。

第五十二條 家畜防疫官は、法第四十五條第一項各号に掲げる物を輸出しようとする者から別記様式第二十九号による輸出検査申請書の提出があつたときは、その者に対し、検査の場所及び期日を、あらかじめ、通知しなければならない。(輸出品の指定)

第五十三條 法第四十五條第一項第二号の農林水産大臣の指定する物は、次の各号に掲げる物とする。

1 第四十五條第一号から第六号までに掲げる物(次に掲げる物を除く。)

イ 法第四十五條第一項第一号に掲げる物以外のもの

ロ 乳等(第四十五條第四号に掲げる物を含む。)のうち、外国へ出港する船舶又は航空機に乗らうとする者の携帯品として輸出するもの

二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二條第一項に規定する鳥獣、その死体又は骨肉皮毛類及びこれらの容器包装

2 前項の規定にかかわらず、第四十五條第一号に掲げる動物、同条第二号に掲げる卵(ふ化を目的とするものに限る。)並びに同条第四号に掲げる精液、受精卵及び未受精卵は、法第四十五條第一項第二号の農林水産大臣の指定する物とする。

(輸出検査証明書)

第五十四條 法第四十五條第三項の輸出検査証明書の様式は、別記様式第三十号とする。ただし、輸入国政府が輸入に当たり、これと異なる様式の輸出検査証明書を必要としている場合には、その様式によるものとする。

2 電子情報処理組織を使用して第五十二條の輸出検査申請書の提出をした者から輸出検査証明書の交付の請求があつたときの当該証明書は、前項本文の規定にかかわらず、その者が別記様式第二十九号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項を動物検査所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が法第四十五條第一項の検査を終了したことを証明する旨を記載した上、署名及び押印をすることによるものとする。

3 法第四十五條第三項の規定による輸出検査証明書の交付に代えて電子情報処理組織を使用して証明の通知を行う場合の当該通知の内容は、同条第一項の検査を終了したことを証明する旨とする。

(検査に基づく処置)

第五十五條 法第四十六條第一項の検査に基づく処置の場合における第十三條、第三十九條及び第六十二條の規定の適用については、第十三條及び第三十九條中「都道府県知事」とあるのは「動物検査所長」と、第六十二條中「家畜防疫員、家畜防疫員以外の」とあるのは「家畜防疫官」とする。

第五十五条の二 法第四十六条第二項及び第三項の規定により隔離若しくは消毒を命ずる場合は、家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせる場合には、その措置に係る動物その他の物の所有者にその旨を文書若しくは口頭により、又は電子情報処理組織を使用して（電子情報処理組織を使用していない場合には、電子情報処理組織を使用した者）法第四十条第一項の規定による届出をした者に隔離又は消毒を命ずる場合に限る。）通知してしなければならない。（廃棄の基準）

第五十六条 法第四十六条第四項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 廃棄する物品は、焼却すること。

二 焼却は、対象とする物品の性状、病原体の性質その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

三 焼却は、焼却炉又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常生活が接近しない場所で行うこと。

四 実施者の安全並びに実施場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

第五章

病原体の所持に関する措置

第五十六条の二

（用語の定義）この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 管理区域 法第四十六条の二十一第一項に規定する監視伝染病病原体（以下「監視伝染病病原体」という。）を取り扱う事業所において監視伝染病病原体を安全に管理するため、施設その他の方法により人の出入りを制限することが必要な区域をいう。

二 保管庫 監視伝染病病原体を保管する設備をいう。

三 実験室 監視伝染病病原体を使用する室（次号に掲げる検査室又は第六号に掲げる製造施設の内部にあるものを除く。）をいう。

四 検査室 家畜の伝染性疾患の病原体の検査を行うための機関が、その業務に伴い監視伝染病病原体を所持することとなつた場合において、当該監視伝染病病原体を使用して検査を行う室をいう。

五 動物非使用検査室 動物に対して監視伝染病病原体を使用しない検査室をいう。

六 製造施設 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品、再生医療等製品又は同条第十七項に規定する治験（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の第五項（医薬品医療機器等法第八十三条の二の五第三項（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第二項において準用する場合を含む。））及び第十九条の二の五第七項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二十五第三項（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第十一項（医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。））及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施を含む。）の対象とされる薬物又は人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施したもので若しくは人若しくは動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有するものを製造するために監視伝染病病原体の保管、使用及び滅菌等（以下「取扱いは」という。）をすする施設をいう。

七 実験室等 実験室、検査室及び製造施設をいう。

八 安全キャビネット 監視伝染病病原体を使用する装置であつて、日本産業規格K三八〇〇（バイオハザード対策用クラスIIキャビネット。以下「JIS K三八〇〇」という。）に規定するバイオハザード対策用クラスIIキャビネットの規格に適合するもの又はこれに準ずる性能を有するものをいう。

九 クラスIIIキャビネット 安全キャビネットのうち、JIS K三八〇〇に規定するバイオハザード対策用クラスIIIキャビネットの基本構造に適合するものをいう。

十 ハパフィルター 給気及び排気に係るフィルターであつて、日本産業規格B九九二七（クリーンルーム用エアフィルター性能試験方法）に規定する試験方法による試験を行った場合において、日本産業規格Z八一二二（コンタミネーションコントロール用語）の四一四に規定する性能を有するもの又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。

十一 飼育設備 動物に対して監視伝染病病原体を使用した場合における当該動物を飼育する設備をいう。

十二 アイソレーター その内部から外部への監視伝染病病原体の拡散を防止する装置であつて、その内部が陰圧に維持され、かつ、当該装置からの排気がハパフィルターを通じてなされるものをいう。

十三 滅菌等設備 実験室等において使用される監視伝染病病原体又はこれにより汚染した物の滅菌等をすする設備をいう。

十四 取扱等業務 法第四十六条の十七第一項に規定する許可所持者等若しくは届出伝染病等病原体を所持する者又はこれらの従業者が行う監視伝染病病原体の取扱い及び管理並びにこれらに付随する業務をいう。

十五 病原体業務従事者 取扱等業務に従事する者で、実験室等に立ち入るものをいう。

十六 防護具 帽子、手袋、眼鏡、マスクその他の監視伝染病病原体を使用する者が着用することにより当該病原体に暴露することを防止するための個人用の道具をいう。

十七 第一次容器 プラスチック製の瓶、試験管その他の監視伝染病病原体を直接入れる容器をいう。

十八 第二次容器 金属製又は強化プラスチック製の容器その他の第一次容器を保護する容器をいう。

十九 内装容器 第一次容器及び第二次容器並びにこれらに付随するものであつて、監視伝染病病原体を運搬するために必要なものの総体をいう。

二十 外装容器 フライバ板製の容器その他の内装容器を保護する容器をいう。

第五十六条の三 法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（L株、BAY S株、R B O K株、L A株及び赤穂株を除く。）（別名牛疫ウイルス）

二 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（L株、BAY S株、R B O K株、L A株及び赤穂株に限る。）（別名牛疫ウイルス）

三 マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるものに限る。）（別名牛肺疫菌）

四 アフトウイルス・フットアンドマウスデジズウイルス（別名口蹄疫ウイルス）

五 マイコプラズマ・ボービス（別名結核菌）

六 オルビウイルス・アフリカンホースシツクネスウイルス（別名アフリカ馬疫ウイルス）

七 モルビリウイルス・ペストデプテイルミナシウイルス（別名小反芻獣疫ウイルス）

八 ペストウイルス・クラシカルスイーパーウイルス（別名豚熱ウイルス）

九 アスファイウイルス・アフリカンスワインフーパーウイルス（別名アフリカ豚熱ウイルス）

十 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名高病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ 週齢が六週以上の鶏におけるI V P I（静脈内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。）が一・二を超えること。

ロ 週齢が六週以上八週以下の鶏に静脈内接種した際の当該鶏の死亡率が七十五パーセント以上であること。

ハ 血清型がH五又はH七であつて、ヘマグルチニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。

十一 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス（血清型がH五又はH七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ A / c h i c k e n / M e x i c o / 2
3 2 / 9 4 / C P A (H 5 N 2)
ロ A I H 5 N 9 T W 6 8 B i o

ハ A/duck/Hokkaido/Vacil/04 (H5N1)
 ニ A/duck/Hokkaido/Vacil/04 (H7N7)
 ホ A/duck/Hokkaido/Vacil/2007 (H5N1)
 ヘ A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H5N1) (SJRG166615)
 ト A/turkey/Turkey/1/2005 (H5N1) (NIBRG23)
 チ org A/barheaded goose/Qinghai lake/1a/05 [R]6+2 (163222)
 リ org A/whooper swan/Mongolia/244/05 [R]6+2 (163243)

第五十六条の四 法第四十六条の五第一項本文の許可は、事業所ごとに受けなければならない。

(滅菌譲渡義務者の所持の基準)
第五十六条の五 法第四十六条の五第一項第一号の規定による家畜伝染病病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

- 一 保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。
- 二 当該所持をする間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
- 三 滅菌等をする場合にあつては、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日から七日以内に、第五十六条の二十五第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合にあつては、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日から遅滞なく行うこと。

- イ 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなつた場合 所持することを要しなくなつた日
- ロ 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合 その許可の取消し又は効力の停止の日
- ハ 家畜の伝染性疾患の検査を行っている機関(許可所持者を除く。)がその業務に伴

い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合 当該所持の開始の日
 (所持の許可の申請)

第五十六条の六 法第四十六条の五第二項の申請書の提出は、別記様式第三十一号による申請書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

- 一 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- 二 所持の開始の予定時期を記載した書面
- 三 法第四十六条の五第一項本文の許可を受けようとする者が、法第四十六条の六第二項各号に掲げる者に該当しない旨の宣誓書
- 四 取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
- 五 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取扱に係る室の間取り、設備、用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
- 六 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取扱に係る主要部分の縮尺を付けた立面図(当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。)
- 七 その他当該申請書の提出に係る取扱施設が法第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第五十六条の七 法第四十六条の六第一項第一号(法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める製品は、検査試薬とする。

第五十六条の八 法第四十六条の六第一項第二号(法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の三第一号、第四号及び第九号に掲げる病原体(以下「重点管理家畜伝染病病原体」という。)の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

- 一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。
- 二 重点管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

- 三 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとする。
 - イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他重点管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。
 - ロ 実験室等の内部に、安全キャビネットを備えていること(製造施設にあつては、当該製造施設からの重点管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること)。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 重点管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
 - (2) 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに收容することができないとき。
 - ハ 実験室等に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。
 - (1) 通常前室及び(2)のシャワー室を通じてのみ実験室等に入内することができ、構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。
 - (2) 前室にシャワー室を設けるとともに、当該シャワー室にインターロック又はこれに準ずる機能を有する気密性のある二重扉を設けること。
 - (3) 前室に、当該前室からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有する排水設備を設けること。
- ニ 実験室等に、次に定めるところにより、給気設備、排気設備及び排水設備を設けること。
 - (1) 給気設備は、実験室等への給気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。
 - (2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。
 - (3) 排水設備は、実験室等からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有する排水設備を設けること。

染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有すること。

ホ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ヘ 実験室等の内部を陰圧に維持することができる構造であること。

四 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

- イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、エアレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。この場合において、飼育設備は排気設備の排気口付近に設けるときは、前号ニ(2)中「一以上」とあるのは、「二以上」とする。
- ロ 当該取扱施設に、焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けること。

五 重点管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。

六 当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。

七 当該取扱施設は、その稼働状況を確認する装置を備え、当該稼働状況を常に監視する者を配置すること。

八 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

(要管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準)
第五十六条の九 法第四十六条の六第一項第二号(法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体以外の家畜伝染病病原体(以下「要管理家畜伝染病病原体」という。)の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

- 一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。
- 二 要管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部(出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内部)に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 三 要管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとする。
 - イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他要管理家畜伝染病病原体により汚染されるお

- 染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有すること。
- ホ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- ヘ 実験室等の内部を陰圧に維持することができる構造であること。
- 四 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
 - イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、エアレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。この場合において、飼育設備は排気設備の排気口付近に設けるときは、前号ニ(2)中「一以上」とあるのは、「二以上」とする。
 - ロ 当該取扱施設に、焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けること。
- 五 重点管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。
- 六 当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。
- 七 当該取扱施設は、その稼働状況を確認する装置を備え、当該稼働状況を常に監視する者を配置すること。
- 八 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

それがあつた部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

口 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの要管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること）。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 要管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- (2) 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。

- (1) 通常前室を通じてのみ実験室等へ入りし、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。
- (2) 前室の出入口に、インターロック又はこれに準ずる機能を有する二重扉を設けること。

ニ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、当該実験室等の内部にクラスIIIキャビネットのみを備えている場合は、この限りでない。

- (1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができる構造であること。
- (2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。
- (3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。

ホ 実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

ヘ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ト 実験室等は、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去するために密閉することができる構造であること。

四 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

- イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。
- ロ 当該取扱施設に、焼却炉を設けること。ただし、これと同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- ハ 当該実験室等の前室に、シャワー室を設けること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該実験室等において、専用の衣服（当該実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。）を二重に着用して作業する場合
- (2) 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける場合

ト内において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合

- 五 要管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。
- 六 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。ただし、実験室等に、当該実験室等への給気がヘパフィルターを通じてなされる構造である給気設備を設けている場合は、この限りでない。

七 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

二 第五十六条の三第二号及び第十一号に掲げる病原体の取扱施設であつて、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、前項第三号ハ、ニ及びト並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

三 第五十六条の三第十一号に掲げる病原体（第五十六条の三第十号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが確認されたものに限る。）の取扱施設であつて、鳥類以外の動物に対して当

該病原体を使用するものについては、第一項第三号ハ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号ニ及び第五号の規定の適用については、「設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること」と、同項第五号中「実験室等」とあるのは「当該取扱施設」とする。

該病原体を使用するものについては、第一項第三号ハ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号ニ及び第五号の規定の適用については、「設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること」と、同項第五号中「実験室等」とあるのは「当該取扱施設」とする。

四 前項の病原体の取扱施設であつて、次に掲げる要件に該当するものについては、第一項第三号ハ、ニ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

- 一 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける施設であること。
- 二 アイソレーター内又は安全キャビネット内において鳥類に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する施設であること。

（自身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者）

第五十六条の九の二 法第四十六条の六第二項第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により家畜伝染病病原体を適正に所持するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（所持に係る許可証）

- 第五十六条の十 法第四十六条の七第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとし、同項の許可証（以下「許可証」という。）の様式は、別記様式第三十三号とする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 所持の目的及び方法
- 三 取扱施設の名称及び所在地
- 四 法第四十六条の六第三項の規定により付された法第四十六条の五第一項本文の許可の条件

二 許可所持者は、許可証が汚損され、又は失われたときは、別記様式第三十四号による申請書及び許可証が汚損された場合にあつてはその許可証を農林水産大臣に提出し、許可証の再交付を受けることができる。

三 許可所持者は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（第三号の場合にあつては、発見した許可証）を農林水産大臣に返納しなければならない。

一 所持の目的を達したとき又はこれを失つたとき。

二 法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消されたとき。

三 前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

（許可事項の変更の許可の申請）

第五十六条の十一 法第四十六条の八第一項本文の規定による変更の許可の申請は、別記様式第三十五号による申請書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 変更の予定時期を記載した書面
- 二 変更に係る第五十六条の六第四号から第七号までに掲げる書類
- 三 工事を伴うときは、その予定工事期間並びにその工事期間中家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する措置を記載した書面

二 法第四十六条の八第一項本文の許可を受けようとする許可所持者は、その許可の申請の際に、許可証を農林水産大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（許可事項の変更の許可を要しない軽微な変更）

- 第五十六条の十二 法第四十六条の八第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 取扱施設の廃止（家畜伝染病病原体の法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡（以下「滅菌譲渡」という。）を伴わないものに限る。）
- 二 所持の方法の変更
- 三 管理区域の変更及び設備の増設（工事を伴わないものに限る。）
- 四 許可事項の軽微な変更の届出

第五十六条の十三 法第四十六条の八第二項の規定による届出は、別記様式第三十六号による届出書に第五十六条の十一第一項第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第五十六条の十四 法第四十六条の八第三項の規定による届出は、別記様式第三十七号による届出書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

一 法人の名称を変更する場合にあつては、変更後の法人の登記事項証明書

二 氏名を変更する場合にあつては、変更後の許可所持者が、法第四十六条の六第二項各号

(第九号を除く。)に掲げる者に該当しない旨の宣誓書

三 法人の代表者の氏名を変更する場合にあつては、変更後のその代表者が、法第四十六条の六第二項第九号に規定する者に該当しない旨の宣誓書

第五十六條の十四の二 許可所持者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該許可所持者が精神の機能の障害を有する状態となりその許可に係る家畜伝染病病原体の適正な所持を継続することが著しく困難となったときは、農林水産大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(減菌譲渡の届出) 第五十六條の十六 法第四十六条の十一第二項の規定による減菌譲渡の届出は、別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から減菌譲渡をするまでの間に、速やかに行わなければならない。一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなった場合 二 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合 三 許可の取消し又は効力の停止の日

三 家畜の伝染性疾患の検査を行つてゐる機関(許可所持者を除く。)がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合 当該所持の開始の日 二 法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 減菌譲渡の予定日 三 譲渡しをする場合にあつては、譲り受ける事業所の名称及び所在地 (措置命令書の記載事項) 第五十六條の十七 法第四十六条の十一第四項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した命令書を交付して行うものとする。

一 講すべき措置の内容 二 命令の年月日及び履行期限 三 命令を行う理由 (家畜伝染病発生予防規程) 第五十六條の十八 法第四十六条の十二第一項の規定による家畜伝染病発生予防規程の作成は、次に掲げる事項について定めて行うものとする。一 病原体取扱主任者その他の家畜伝染病病原体の取扱及び管理に従事する者に関する職務及び組織に関する事項 二 家畜伝染病病原体の取扱にに従事する者であつて、実験室等に立ち入るものの制限に関する事項 三 取扱施設の維持及び管理に関する事項 四 家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬及び減菌譲渡に関する事項 五 家畜伝染病病原体の受入れ、払出し及び移動の制限に関する事項 六 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関する事項 七 法第四十六条の十五の規定による記録及び保存に関する事項 八 家畜伝染病病原体の取扱に係る情報の管理に関する事項 九 家畜伝染病病原体の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に関する事項 十 災害時の応急措置に関する事項 十一 その他家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項 二 法第四十六条の十二第一項の規定による届出は、別記様式第三十九号によりするものとする。 三 法第四十六条の十二第二項の規定による届出は、別記様式第四十号により、変更後の家畜伝染病発生予防規程を添えてしなければならない。 (病原体取扱主任者の要件) 第五十六條の十九 法第四十六条の十三第一項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる者であつて、家畜伝染病病原体の取扱に関する十分な知識経験を有するものから選任することとする。 一 獣医師 二 医師

三 歯科医師 四 薬剤師 五 臨床検査技師 六 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者(これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又は同法第四百四十七項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて同号に規定する課程を修了した者 (病原体取扱主任者の選任等の届出) 第五十六條の二十 法第四十六条の十三第二項の規定による病原体取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十一号によりするものとする。 (教育訓練) 第五十六條の二十一 法第四十六条の十四の教育及び訓練は、管理区域(要管理家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体の取扱施設にあつては、実験室等。以下「管理区域等」といふ)に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対し、次に掲げるところにより施すものとする。 一 病原体業務従事者に対する教育及び訓練 (次号の教育及び訓練を除く。)は、初めて管理区域等に立ち入る前及び管理区域等に立ち入つた後にあつては三年を超えない期間ごとに行ふこと。 二 病原体業務従事者で重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設に立ち入るものに対する当該病原体の取扱及び管理に習熟するための教育及び訓練は、初めて当該管理区域に立ち入つた後に行ふこと。 三 取扱等業務に従事する者で管理区域等に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては三年を超えない期間ごとに行ふこと。 四 前三号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に掲げる項目(前号に規定する者にあつては、イに掲げるものを除く。)について行うこと。 イ 家畜伝染病病原体の性質 ロ 家畜伝染病病原体の管理

ハ 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する法令 二 家畜伝染病発生予防規程 五 第一号から第三号までに規定する者以外の者に対する教育及び訓練は、その者が立ち入る取扱施設において家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な事項について行うこと。 二 前項の規定にかかわらず、同項第四号イからニまでに掲げる項目又は同項第五号の事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項に関する教育及び訓練を省略することができる。 (記録) 第五十六條の二十二 法第四十六条の十五第一項の規定により許可所持者が備へるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。 一 受入れ又は払出しに係る家畜伝染病病原体の種類及び数量 二 家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しの年月日 三 家畜伝染病病原体の保管の方法及び場所 四 使用に係る家畜伝染病病原体の種類 五 家畜伝染病病原体の使用の年月日 六 減菌譲渡に係る家畜伝染病病原体の種類 七 家畜伝染病病原体の減菌譲渡の年月日 八 家畜伝染病病原体の滅菌等の方法及び場所 九 家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名 十 家畜伝染病病原体の使用をした者の氏名 十一 家畜伝染病病原体の滅菌等をした者の氏名 十二 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に立ち入つた者の氏名 十三 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域への立入りの年月日 十四 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名 十五 取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容及びに点検した者の氏名 二 前項各号に掲げる事項の細目が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク(これに

備えられたファイル又は磁気ディスク(これに

準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3 許可所持者は、一年ごとに法第四十六条の第五第一項の帳簿を閉鎖しなければならない。

4 法第四十六条の第十五第二項の規定による帳簿の保存は、前項の規定による帳簿の閉鎖後一年間行うものとする。

（家畜伝染病病原体の保管の基準）

第五十六条の二十三 法第四十六条の第十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

- 一 重点管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。
- 二 重点管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き重点管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
- 三 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

2 法第四十六条の第十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

- 一 要管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。
- 二 要管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き要管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
- 三 要管理家畜伝染病病原体の保管施設（要管理家畜伝染病病原体を実験室内において保管する場合にあつては、当該実験室等の前室（動物非使用検査室）にあつては、当該動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

3 第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「実験室等の前室（動物非使用検査室）」は、同号中「実験室等の前室（動物非使用検査室）」とあるものを、「実験室等」とする。

室内にあつては、当該動物非使用検査室」とあるのは、「実験室等」とする。

（家畜伝染病病原体の使用の基準）

第五十六条の二十四 法第四十六条の第十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

- 一 実験室等に立ち入るときは、その前室において専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用すること。
- 二 実験室等において衣服及び防護具を着用して作業すること。
- 三 重点管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 五 実験室等から退出するときは、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等を持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 六 実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の重点管理家畜伝染病病原体による汚染の除去をすること。
- 七 実験室等からの排気は、排気設備により滅菌等を行うこと。
- 八 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室からの排水は、排水設備又は滅菌等設備により滅菌等を行うこと。
- 九 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等を行うこと。
- 十 実験室等において重点管理家畜伝染病病原体を使用した者は、使用日から起算して七日

間、管理区域外において当該重点管理家畜伝染病病原体に感染する動物と接触しないこと。

- 十一 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。
- 十二 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
- イ 当該実験室等に立ち入るときは、第十四号の許可とは別に、病原体取扱主任者の許可を得ること。
- ロ やむを得ない場合を除き、重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
- ハ 重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等をするともに、持ち出した当該死体を取扱施設に設けられた焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備により焼却すること。ただし、重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
- ニ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。
- ホ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
- 十三 実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 十四 事前に許可所持者及び病原体取扱主任者の許可を得ていない者の管理区域への立入りを禁止し、これらの者の許可を得て病原体業務従事者以外の者が当該管理区域に立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

2 法第四十六条の第十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の取扱施設（第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設を除く。）における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

- 一 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に立ち入るときは、その前室において専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服（動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する実験室等にあつては、当該動物非使用検査室を除く。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。）を記録し、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。）
- 二 実験室等に立ち入るときは、その前室において専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服（動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する実験室等にあつては、当該動物非使用検査室を除く。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。）
- 三 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 五 実験室等から退出するときは、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等を持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- ロ 動物非使用検査室にあつては、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該動物非使用検査室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 六 実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の重点管理家畜伝染病病原体による汚染の除去をすること。
- 七 実験室等からの排気は、排気設備により滅菌等を行うこと。
- 八 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室（動物非使用検査室）にあつては、当該動物非使用検査室）からの排水は、滅菌等設備により滅菌等を行うこと。
- 九 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）

実験室等（動物非使用検査室を除く。）に立ち入るときは、その前室において専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服（動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する実験室等にあつては、当該動物非使用検査室を除く。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。）

等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等を行うこと。

ロ 動物非使用検査室にあつては、滅菌等設備により当該物品の滅菌等を行うこと。

十一 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を得ること。

ロ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した場合、要管理家畜伝染病病原体を当該実験室等から持ち出さないこと。

ハ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等を行うとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた焼却炉により焼却し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

ニ 当該実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。

ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。

ヘ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十二 実験室等の前室（動物非使用検査室）については、当該動物非使用検査室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十三 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

3 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の九

二項から第四項までの取扱施設における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

一 実験室等において衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用して作業すること。

二 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。

イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

三 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。

四 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等を行うまで当該実験室等から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。

五 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。

六 第五十六条の九第三項の取扱施設において実験室等に同条第一項第三号の排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等を行うこと。

七 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等を行う場合を除き、密封することができ容器に入れて当該実験室等から持ち出し、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等を行うこと。

八 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等を行う場合を除き、密封することができ容器に入れるとともに、持ち出した当該物品を取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等を行うこと。

九 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れること。

十 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を受けること。

ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。

ハ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

ニ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等を行う場合を除き、密封することができ容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。

ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。

ヘ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十二 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

第五十六条の二十五 法第四十六条の十七第一項（法第四十六条の二十二第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の運搬に係るものは、次のとおりとする。

一 監視伝染病病原体の運搬は、これを容器（内装容器、外装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ。）に入れた状態で行うこと。

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

ロ やむを得ない場合を除き開封されないように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。

ハ 内容物の漏えいのおそれがない十分な強度及び耐水性を有するものであること。

ニ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないこと。

ホ 第一次容器は、適切な方法により密閉されたものであること。

ヘ 第二次容器は、適切な方法により密閉され、かつ、九十五キロボスカル以上の内部のゲージ圧力及び零下四十度から摂氏五十五度までの温度の変化に耐えるものであること。

ト 外装容器は、直方体のもので、少なくともその一面は各辺が十センチメートル以上のものとする。

チ 内装容器に、監視伝染病病原体に代えて水又は水と不凍液を混合したものを当該内装容器の容量の九十八パーセント以上入れた状態で、容器を、次の表の上欄に掲げる内装容器の材料及び同表の中欄に掲げる外装容器の材料につき、それぞれ同表の下欄に定める条件の下に置いた後、速やかに九メートルの高さから硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合において、当該容器に、内容物の漏えい又は運搬の安全性を損なうおそれがある損傷がないこと。

内装容器の材料	外装容器の材料	条件
プラスチック	プラスチック	条件一
プラスチック	ファイバ版 (段ボール)	条件一及び条件二
プラスチック	その他のもの	条件一
その他のもの	プラスチック	条件一
その他のもの	ファイバ版 (段ボール)	条件二

備考 一 この表において「条件一」とは、容器を零下十八度以下の温度の下に二十四時間（ドライアイスを入れる場合にあつては、

は、四時間と当該ドライアイスが全て気化するまでの時間とのいずれか長い時間)以上置くことをいう。

二 この表において「条件二」とは、容器を少なくとも一時間当たりの水量が約五十ミリメートルの降水に一時間以上さらすことをいう。

リ 内装容器に、監視伝染病病原体に代えて水又は水と不凍液を混合したものを当該内装容器の容量の九十八パーセント以上入れた状態で、容器を、次に掲げる条件の下に置いた場合において、当該容器に、内容物の漏えい又は運搬の安全性を損なうおそれがある損傷がないこと。

(1) 当該容器の総質量が七キログラム以下の場合にあつては、鋼鉄丸棒であつて、その質量が七キログラム、その直径が三・八センチメートル以下、かつ、その先端の半径が〇・六センチメートル以下のもを、当該容器に、一メートルの高さから当該容器に対して最大の損傷を及ぼすように落下させて衝突させること。

(2) 当該容器の総質量が七キログラムを超える場合にあつては、当該容器を、硬質の水平面に垂直に固定した鋼鉄丸棒であつて、その直径が三・八センチメートル、その長さが二十センチメートル、かつ、その上端の半径が〇・六センチメートル以下のものに、一メートルの高さから当該容器に対して最大の損傷を及ぼすように落下させて衝突させること。

ヌ 一の第二次容器に二以上の第一次容器を入れる場合には、第一次容器同士の接触がないように、第一次容器を個々に包装し、又は分離して包装すること。

ル 監視伝染病病原体と他の物(当該監視伝染病病原体を運搬するために必要なものを除く)を同一の外装容器に入れられないこと。

ヲ 液状の物質を運搬する際に吸収材又は緩衝材は、当該液状の物質の全量を吸収することができる量とすること。

ワ 環境温度以上の温度の下において運搬する場合には、第一次容器は、ガラス製、金属製又はプラスチック製であること。

カ 外装容器に氷を入れて運搬する場合に、当該外装容器に、当該氷が溶けても第

二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、漏水を防止する措置を講ずること。

ヨ 外装容器にドライアイスを入れて運搬する場合には、当該外装容器に、当該ドライアイスが気化しても第二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、気化したドライアイスのガスを放散する措置を講ずること。

タ 液化窒素を使用する場合には、第一次容器がプラスチック製であり、かつ、第一次容器及び第二次容器が液化窒素の温度に耐えるものであること。

レ 凍結乾燥の物質を運搬する場合には、第一次容器は、火炎密封されたガラス製のアンブル又はゴム栓をした金属製のシール付きのガラス製の瓶とすることができると。

ソ 外装容器に、内容物の項目リストを封入すること。

三 容器の表面には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 様式第四十二号による表示を容易に消せない方法で付すること。

ロ 様式第四十三号による標識を見やすいように付すること。

ハ 液状の監視伝染病病原体を入れる場合には、容器の表面には、ロの標識のほか、様式第四十四号による標識をその相対する二側面に見やすいように付すること。

ニ 次に掲げる事項を見やすいように表示すること。

(1) 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所

(2) 責任者の氏名又は名称及び電話番号

(3) 「病毒を移しやすい物質(動物に対して伝染性があるもの)」及び「UN二九〇〇」の文字(人体に対しても伝染性がある病原体を運搬する場合にあつては、「病毒を移しやすい物質(人体に対して伝染性があるもの)」及び「UN二八一四」の文字)

四 監視伝染病病原体を入れた容器の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないように行うこと。

五 重点管理家畜伝染病病原体を運搬する者は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 第三号二(一)から(三)までに掲げる事項その他参考となる事項を荷送人が記載した書面を携行すること。

ロ 重点管理家畜伝染病病原体の取扱方法、事故が生じた場合に講じなければならない措置その他の当該病原体の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。

ハ 事故が生じた場合に必要有効塩素濃度〇・一パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水又はこれと同程度の効果を有するものを携行すること。

2 前項第二号ロ、トからリまで、ル、カ及びソ、第三号及び第五号の規定は、事業所内において行う家畜伝染病病原体の運搬については、適用しない。

3 事業所内において行う届出伝染病等病原体の運搬については、第一項第二号(イ、ハ及びニを除く)、第三号及び第五号の規定は適用せず、同項第一号の規定の適用については、同号中「容器(内装容器、外装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ。)」とあるのは、「密封することができ容器」とする。

4 法第四十六条の十七第一項(法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む)の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一 摂氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌をする方法又はこれらと同等の効果を有する方法により滅菌等を行うこと。

二 排水は、摂氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌をする方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法により滅菌等を行うこと。

(災害時の応急措置)

第五十六条の二十六 法第四十六条の十八第一項(法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む)の規定により講じなければならない応急の措置は、次に掲げるところによる。

一 必要に応じて監視伝染病病原体を安全な場所に移すとともに、監視伝染病病原体がある

場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入らないようにするための措置を講ずるよう努めること。

二 その他監視伝染病病原体による家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずること。

2 法第四十六条の十八第二項(法第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む)の規定による届出は、別記様式第四十五号によりするものとする。

(届出伝染病等病原体)

第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 ベシキユロウイルス・ベシキュラーストマティティスアラゴアスウイルス(別名水疱性口内炎ウイルス)

二 ベシキユロウイルス・ベシキュラーストマティティスインディアナウイルス(別名水疱性口内炎ウイルス)

三 ベシキユロウイルス・ベシキュラーストマティティスニュージャージーウイルス(別名水疱性口内炎ウイルス)

四 パスツレラ・マルトシダ(炭疽膜抗原型がB又はEであるものであつて、菌体抗原型がHeddl est onの型別で二又は二・五であるものに限る。)(別名出血性敗血症菌)

五 ブルセラ・オピス(別名ブルセラ症菌)

六 マイコバクテリウム・カブレ(別名結核菌)

七 レンチウイルス・エクインインフエクシヤスアネミアウイルス(別名馬伝染性貧血ウイルス)

八 エンテロウイルス・スワインベシキュラーディンジーズウイルス(別名豚水疱病ウイルス)

九 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス(第五十六条の三第十一号イからリまでに掲げる病原体に限る。)(別名低病原性鳥インフルエンザウイルス)

十 エイブラウイルス・ニューカッスルディンジーズウイルス(次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。)(別名ニューカッスル病ウイルス)

イ 鶏の初生ひなにおけるICPIが〇・七以上であること。

ロ 次のいずれにも該当すること。

- (1) F 蛋白質の百十三番日から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。
- (2) F 蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。

十一 サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであって、生物型がプロラム又はガリナルムであるものに限り。）（別名家きんサルモネラ症菌）

十二 マカウイルス・アルセラバインヘルペスウイルスー（別名悪性カタル熱ウイルス）

十三 マカウイルス・オバインヘルペスウイルス二（別名悪性カタル熱ウイルス）

十四 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（血清型がH3N8又はH7N7であるものであって、馬から分離されたものに限り。）（別名馬インフルエンザウイルス）

十五 ペシウイルス・ベシキユラーエグザンテマオプスワインウイルス（別名豚水疱瘡ウイルス）

（届出伝染病等病原体の所持の届出）

第五十六条の二十八 法第四十六条の十九第一項本文の届出は、事業所ごとに、別記様式第四十六号による届出書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

一 法人にあつては、法人の登記事項証明書

二 届出伝染病等病原体取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図

三 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る室の間取り、設備、用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

四 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図（当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。）

五 その他当該届出に係る届出伝染病等病原体取扱施設が法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の技術上の基準に適合していることを説明した書類

2 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 所持の開始の年月日

三 届出伝染病等病原体取扱施設の位置、構造及び設備

（家畜の伝染性疾病の検査を行つている機関の届出伝染病等病原体の所持の基準）

第五十六条の二十九 法第四十六条の十九第一項第一号の規定による届出伝染病等病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

一 保管庫において、密封することができ、容器に入れた状態で行うこと。

二 当該所持をする間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 滅菌等をする場合にあつては、所持の開始の日から十日以内に、第五十六条の二十五第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合にあつては、所持の開始の日後遅滞なく行うこと。

（所持の届出に係る変更及び不所持の届出）

第五十六条の三十 法第四十六条の十九第二項の規定による変更及び不所持の届出は、別記様式第四十七号による届出書に、変更の届出にあつては第五十六条の二十八第一項第二号から第五号までに掲げる書類を添えてするものとする。

（記帳）

第五十六条の三十一 法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十五第一項の規定により届出所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

一 受入れ又は払出しに係る届出伝染病等病原体の種類及び数量

二 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しの年月日

三 届出伝染病等病原体の保管の方法及び場所

四 使用に係る届出伝染病等病原体の種類

五 届出伝染病等病原体の使用の年月日

六 滅菌譲渡に係る届出伝染病等病原体の種類

七 届出伝染病等病原体の滅菌譲渡の年月日

八 届出伝染病等病原体の滅菌等の方法及び場所

九 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名

十 届出伝染病等病原体の使用をした者の氏名

十一 届出伝染病等病原体の滅菌等をした者の氏名

十二 届出伝染病等病原体取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検した者の氏名

2 前項の帳簿には、第五十六条の二十二第二項から第四項までの規定を準用する。

（届出伝染病等病原体取扱施設の基準）

第五十六条の三十二 法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 当該届出伝染病等病原体取扱施設に、管理区域を設定すること。

二 届出伝染病等病原体の保管庫は、実験室等の内部（出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内部）に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

三 届出伝染病等病原体の実験室等は、次のとおりとする。

イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他届出伝染病等病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

ロ 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの届出伝染病等病原体の拡散を防止するための措置を講じていること。）ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 届出伝染病等病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

(2) 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

ニ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

四 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 飼育設備は、当該実験室等の内部に設けること。

ロ 第五十六条の二十七第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号から第十号まで、第十四号及び第十五号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

(1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができ、構造であること。

(2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

(3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。

五 届出伝染病等病原体の滅菌等設備は、当該届出伝染病等病原体取扱施設の内部に設けること。

六 一年に一回以上定期的に当該届出伝染病等病原体取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

2 前項の規定は、第五十六条の三十一号イからリまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

（届出伝染病等病原体の保管及び使用の基準）

第五十六条の三十三 法第四十六条の二十二第二項において読み替えて準用する法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

一 届出伝染病等病原体の保管は、保管庫において、密封することができ、容器に入れた状態で行うこと。

二 届出伝染病等病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 届出伝染病等病原体の保管施設（届出伝染病等病原体を実験室等内において保管する場合にあつては、当該実験室等）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

2 法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

- 一 実験室等内においては、専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用して作業すること。
- 二 届出伝染病等病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- 三 届出伝染病等病原体を使用する際には、実験室等のドアを閉めておくこと。
- 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 五 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぐこと。
- 六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- 七 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染しおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができず、容器に入れて当該実験室等から持ち出し、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等すること。
- 八 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染しおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができず、容器に入れておけるとともに、持ち出した当該物品を届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等すること。

九 実験室等における作業に関係しない動物を実験室等内に入れないこと。

十 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

- イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体業務従事者の許可を受けること。
 - ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。
 - ハ 前条第一項第四号の実験室等においては、同号の排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等すること。
 - ニ やむを得ない場合を除き、届出伝染病等病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
 - ホ 届出伝染病等病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができず、容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、届出伝染病等病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
 - ヘ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に届出伝染病等病原体による汚染を除去すること。
 - ト 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
 - 十二 実験室等には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。
- 3 前二項の規定は、前条第二項の施設については、適用しない。
- (適用除外となる病原体)
- 第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。
- 一 マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるものV株に限る。）

二 ペスチウイルス・クラシカルスラインフィバウイルス（GP E株に限る。）

三 マイコバクテリウム・ボービス（bacille Calmette Guerin株に限る。）

四 生物学的製剤（動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）第二百十三条第一項第四号の生物学的製剤に限る。）又は再生医療等製品（同令第二百十四条第一項各号の再生医療等製品に限る。）に含まれている病原体

五 生物学的製剤又は再生医療等製品の製造のため緊急の必要がある場合において当該製造に使用される病原体その他農林水産大臣が法第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないとして認め公示した病原体

第五十六条の三十五 法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 第五十六条の三第十号に掲げる病原体であつて、血清型がH2N2、H5N1、H7N7又はH7N9であるもの（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症」という。）の病原体を除く。）
- 二 第五十六条の三第十一号に掲げる病原体であつて、血清型がH5N1、H7N7又はH7N9であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）
- 三 第五十六条の三第十一号ハからリまでに掲げる病原体
- 四 第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体であつて、血清型がH7N7であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

第六章 雑則

第五十七条 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

- 一 日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第一項、第十九条の二第一項、第

二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けていない動物用生物学的製剤（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥、犬、うさぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。）

二 牛疫予防液、牛肺疫予防液、口蹄疫予防液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨニン

- （証明書）
- 第五十七条の二 法第五十一条第三項の証明書の様式は、別記様式第四十八号とする。
- （報告）
- 第五十八条 法第五十二条第一項及び第二項の報告を求める場合には、次に掲げる事項を記載した報告請求書を交付しなければならない。ただし、都道府県知事が五十人を超える者から同条第一項の報告を求めようとするときは、次に掲げる事項及び報告すべき者の範囲を告示するとともに公衆の見やすい場所に掲示して報告請求書の交付に代えることができる。
- 一 実施の目的
- 二 報告すべき事項
- 三 報告書の提出期限
- 四 その他必要な事項
- （証票）
- 第五十九条 法第五十四条の規定による証票の様式は、別記様式第四十九号とする。
- （手当金及び特別手当金の不交付又は返還の対象者）
- 第六十条 法第五十八条第一項ただし書及び第二項ただし書の農林水産省令で定める者は、同条第一項各号に掲げる動物若しくは物品又は同条第二項各号に掲げる家畜若しくは物品（以下「動物等」という。）の所有者のうち次のいずれかに該当する者（以下「減額対象者」という。）とする。
- 一 当該動物等の所有者の次に掲げる状況等を総合的に勘案して、当該手当金又は当該特別手当金の交付の原因となつた疾病（以下「原因疾病」という。）の発生の予防又はまん延の防止のための措置を適切に講じなかつたと認められる者
- イ 家畜の飼養に係る衛生管理の状況
- ロ 都道府県に対する原因疾病に係る早期の通報の実施状況

ハ 都道府県知事、家畜防疫員又は市町村長が原因疾病のまん延を防止するため講じた措置に対する協力の状況

二 当該動物等の所有者以外に当該動物等を管理する者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物等の運送の委託を受けた者を除く。以下「管理者」という。)があり、かつ、当該管理者が前号に掲げる者に該当する場合における当該動物等の所有者

(手当金及び特別手当金の不交付又は返還の方法)

第六十一条 国は、動物等の所有者に対し、手当金又は特別手当金を交付する前にその者が減額対象者であることが判明した場合にあっては、交付すべき手当金又は特別手当金の全部又は一部を交付しないものとし、手当金又は特別手当金を交付した後にその者が減額対象者であることが判明した場合にあっては、交付した手当金又は特別手当金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項の場合において、交付しないものとし、又は返還させるものとする手当金又は特別手当金の額は、交付すべき手当金又は特別手当金の額に減額割合を乗じて得た額とする。

3 前項の減額割合は、減額対象者(その者以外に管理者がある場合にあっては、当該管理者)の前条第一号イからハまでに掲げる状況等を総合的に勘案して農林水産大臣が決定するものとする。

4 農林水産大臣は、第二項の減額割合を決定するに、家畜の伝染性疾病の予防に關し学識経験のある者、畜産業に關し学識経験のある者及び法律に關し学識経験のある者それぞれ一名以上の意見を聴かなければならない。

(評価人)

第六十二条 法第五十八条第五項及び令第十一条第三項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。

(交付の対象となる額の計算方法)

第六十三条 令第十条の農林水産省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 家畜 次に掲げる額(売上げの減少額以外のものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。)の合計額

イ 法第三十二条から第三十四条までの規定による禁止、停止又は制限(以下「特定移動制限等」という。)の期間において飼養される家畜(当該特定移動制限等に従わなかつた者が飼養するものを除く。以下「対象家畜」という。)のうち、当該特定移動制限等の対象となる区域内において飼養されるものであつて、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

ロ 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先(当該特定移動制限等の期間前に当該対象家畜の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。)に出荷することができなくなつたため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

ハ 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により当該予定出荷先以外の出荷先にも出荷することができなかつたため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び飼料費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

二 家畜の死体 次に掲げる額(通常必要であると認められるものに限る。)の合計額

イ 特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となつたため、やむを得ず処分された対象家畜の死体に係る焼却等施設(焼却施設、埋却施設又は化製場)を以て同じ。また、埋却施設及び焼却費、埋却費又は化製費の実費

ロ 対象家畜の死体(イの死体に該当するものを除く。)であつて、特定移動制限等により当該死体を通常化製する化製場において化製することができなくなつたため、当該化製場以外の化製場において化製されたものに係る輸送費及び化製費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

三 物品(生乳、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵及び卵をいう。以下この号において同じ。) 次に掲げる額(売上げの減少額以外のものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。)の合計額

イ 対象家畜が生産した物品(以下「対象物品」という。)のうち、特定移動制限等の対象となる区域内において生産されたものであつて、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

ロ 特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先(当該特定移動制限等の期間前に当該対象物品の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。)に出荷することができなくなつたため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

ハ 特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により当該予定出荷先以外の出荷先にも出荷することができなかつたため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

ニ 特定移動制限等により販売が困難となつたため、やむを得ず処分された対象物品に係る焼却等施設までの輸送費及び焼却費、埋却費又は化製費の実費

(補償の対象となる損失)

第六十四条 令第十一条第四項の農林水産省令で定める費用の額は、法第十七条の二第五項の規定による命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用とする。

(管理者に対する適用)

第六十五条 この省令中家畜、物品又は施設的所有者に関する規定は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く。)があるときは、その者に対して適用する。

附則 この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日(昭和二十六年六月一日)から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

附則(昭和二十七年四月一日農林省令第一号) この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和二十八年八月三十一日農林省令第四四号) この省令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附則(昭和二十八年二月二十五日農林省令第七五号) この省令は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)の施行の日から施行する。

附則(昭和三十一年四月一日農林省令第一七号) この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和三十一年一月一日農林省令第四八号) この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和三十一年三月三十一日農林省令第一〇号) 抄 この省令は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則(昭和三十一年九月一日農林省令第四六号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和三十一年一月一日農林省令第四九号) この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行前に輸入に関する契約が結ばれ、当該契約に基いて輸入される物については、なお従前の例による。

附則(昭和三十三年四月一日農林省令第一二号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十四年六月三〇日農林省令第三二号) この省令は、昭和三十四年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十四年一月二五日農林省令第五三三号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年二月一日農林省令第三号) 抄 この省令は、法の施行の日(昭和三十六年一月一日)から施行する。

附 則 (昭和三十六年九月二〇日農林省令第四三三号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年二月二日農林省令第六六号) この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。

附 則 (昭和三十八年七月一日農林省令第四四号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十八年八月三〇日農林省令第五三三号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年四月八日農林省令第一六号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年九月一日農林省令第三四号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年四月二七日農林省令第二三三号) この省令は、昭和四十一年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四十二年九月五日農林省令第四一四号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年十一月一日農林省令第五五五号) この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四十三年五月一日農林省令第三〇号) この省令は、昭和四十三年五月十六日から施行する。

附 則 (昭和四十三年九月五日農林省令第五四号) (昭和四十三年九月五日農林省令第五四号)

この省令は、昭和四十三年九月二十日から施行する。

附 則 (昭和四十四年三月二四日農林省令第一二二号) 抄 この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、第四十五条、第四十七条及び第五十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年八月二九日農林省令第四四号) この省令は、昭和四十四年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四十五年五月二九日農林省令第二三三号) この省令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四十五年七月三〇日農林省令第四四号) この省令は、昭和四十五年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四十六年一月三〇日農林省令第六六号) この省令は、昭和四十六年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四十六年八月二二日農林省令第六二二号) 抄 この省令は、昭和四十六年九月五日から施行する。ただし、第四十三条、第四十五条第四号及び第五号並びに第四十七条の改正規定は、昭和四十六年十二月五日から施行する。

この省令の施行前に、家畜伝染病予防法第五

条第一項本文若しくは第二号、第八号(同法第三十条第二項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第四十四条第一項の規定により発行され、又は交付された証明書であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ新規別記様式第三号、第四号、第九号及び第十号又は第二十四号によるものとみなす。

附 則 (昭和四十七年三月二七日農林省令第二二二号) この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年五月一三日農林省令第二九号) 抄 この省令は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

附 則 (昭和四十七年八月一八日農林省令第五三三号) この省令は、昭和四十七年八月二十五日から施行する。

附 則 (昭和四十七年二月二三日農林省令第七〇号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年二月二七日農林省令第一〇号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年四月二五日農林省令第三三三号) この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条の改正規定中「東京国際空港」の下に、「新潟空港」を加える部分の規定は、昭和四十八年六月十五日から施行する。

附 則 (昭和四十八年八月二七日農林省令第五三三号) この省令は、昭和四十八年八月二十五日から施行する。

附 則 (昭和四十九年五月一日農林省令第二二二号) この省令は、昭和四十九年五月十五日から施行する。

附 則 (昭和五〇年五月七日農林省令第二七号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月九日農林省令第三九号) この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月一八日農林省令第四七号) 抄 この省令は、昭和五十年十月十八日から施行する。

附 則 (昭和五十一年三月一〇日農林省令第六六号) この省令は、昭和五十一年三月十五日から施行する。

附 則 (昭和五十三年三月二七日農林省令第一八号) この省令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。ただし、第四十七条の表の改正規定は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年三月二九日農林省令第二二二号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年八月一七日農林水産省令第四号) (施行期日) この省令は、昭和五十三年八月二十五日から施行する。

この省令の施行前に、家畜伝染病予防法第五

条第一項本文若しくは同項第二号の規定により発行された証明書又は同項第三号の規定により発行された許可書であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ改正後の家畜伝染病予防法施行規則別記様式第三号、第四号又は第五号によるものとみなす。

附 則 (昭和五十三年十一月八日農林水産省令第一三三号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年一月二〇日農林水産省令第一号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年九月七日農林水産省令第四〇号) この省令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。ただし、熊本空港に係る部分は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。

附 則 (昭和五十四年十一月一〇日農林水産省令第五二二号) この省令は、昭和五十四年十二月十二日から施行する。

附 則 (昭和五十五年三月二四日農林水産省令第八号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年三月一六日農林水産省令第七号) この省令は、昭和五十六年三月二十三日から施行する。

附 則 (昭和五十六年四月七日農林水産省令第一三三号) この省令は、昭和五十六年四月十五日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年八月一七日農林水産省令第四号) (施行期日) この省令は、昭和五十三年八月二十五日から施行する。

この省令の施行前に、家畜伝染病予防法第五

条第一項本文若しくは同項第二号の規定により発行された証明書又は同項第三号の規定により発行された許可書であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ改正後の家畜伝染病予防法施行規則別記様式第三号、第四号又は第五号によるものとみなす。

附 則 (昭和五三年十一月八日農林水産省令第一三三号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年一月二〇日農林水産省令第一号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年九月七日農林水産省令第四〇号) この省令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。ただし、熊本空港に係る部分は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。

附 則 (昭和五十四年十一月一〇日農林水産省令第五二二号) この省令は、昭和五十四年十二月十二日から施行する。

附 則 (昭和五十五年三月二四日農林水産省令第八号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年三月一六日農林水産省令第七号) この省令は、昭和五十六年三月二十三日から施行する。

附 則 (昭和五十六年四月七日農林水産省令第一三三号) この省令は、昭和五十六年四月十五日から施行する。

附 則 (昭和五十六年十一月二日農林水産省令第四四号) この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年十一月二日農林水産省令第四四号) この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年十一月二日農林水産省令第四四号) この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年三月二五日農林水産省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三
条の表の地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物
であつて、デンマーク国から発送されたもの
のうち昭和五十七年二月二十一日以前にと殺され
た偶蹄類の動物から生産されたものであること
がデンマーク国政府機関により証明され、か
つ、昭和五十七年三月十七日以前にデンマーク
国政府機関により発行された家畜伝染病予防法
第三十七条に規定する検査証明書又はその写を
添附してあるもの及び昭和五十七年二月十二
日以後にデンマーク国を經由していないもの
についての同条の規定の適用については、この規
則の施行後も、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年五月一〇日農林水産省令第一八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年七月三〇日農林水産省令第二八号）抄
この省令は、外国事業者による型式承認等の
取得の円滑化のための関係法律の一部を改正す
る法律（昭和五十八年法律第五十七号）の施行
の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附則（昭和五十八年九月一日農林水産省令第三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年十一月一八日農林水産省令第四七号）
この省令は、昭和五十八年十一月十九日から
施行する。

附則（昭和五十九年一月一日農林水産省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年四月二〇日農林水産省令第三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年六月一日農林水産省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年三月一八日農林水産省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年九月二二日農林水産省令第四三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月二二日農林水産省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年四月九日農林水産省令第二二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年八月二九日農林水産省令第三一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一〇月一九日農林水産省令第三八八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年二月一八日農林水産省令第二八八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年五月二三日農林水産省令第三八八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年七月一五日農林水産省令第三八八号）
この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、第四十七条の改正規定は、昭和六十三年七
月二十日から施行する。

附則（昭和六三年十一月二二日農林水産省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年二月一六日農林水産省令第三三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月二二日農林水産省令第七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年五月九日農林水産省令第二一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年四月三日農林水産省令第一五号）
この省令は、平成二年四月六日から施行す
る。

附則（平成二年四月二〇日農林水産省令第一六号）
この省令は、平成二年五月一日から施行す
る。

1 この省令は、平成二年五月一日から施行す
る。

2 この省令の施行の際現に交付されている家畜
伝染病予防法第五十四条の家畜防疫員の身分を
示す証票（同法第四十八条の二第二項の規定に
より派遣された家畜防疫員の身分を示す証票を
除く。）の様式については、平成二年十二月三
十一日まででは、なお従前の例による。

附則（平成二年六月七日農林水産省令第二〇号）
この省令は、平成二年六月十日から施行す
る。

附則（平成三年六月三日農林水産省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年九月二〇日農林水産省令第四二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年十一月二五日農林水産省令第五六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年四月六日農林水産省令第一二二号）
この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、「高松空港」を加える部分は、平成四年
四月二十日から施行する。

附則（平成四年六月二五日農林水産省令第三三六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年十一月二五日農林水産省令第六一〇号）
この省令は、平成五年一月一日から施行す
る。

附則（平成五年四月一日農林水産省令第二二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正前の肥料取締法施行規
則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規
則、蘭糸価格安定法施行規則、蘭検定規則、農
業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫
定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増
殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染
病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興
に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、
動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、

2 この省令による改正前の肥料取締法施行規
則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規
則、蘭糸価格安定法施行規則、蘭検定規則、農
業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫
定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増
殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染
病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興
に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、
動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの
省令による改正前の関係省令に規定する様式に
よる書面は、この省令による改正後の関係省令
に規定する様式による書面とみなす。

附則（平成五年四月一日農林水産省令第一四号）
この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、「富山空港」を加える部分は、平成五年
四月二十六日から施行する。

附則（平成五年七月二〇日農林水産省令第三二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年九月二四日農林水産省令第五一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年一〇月二九日農林水産省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年一月一四日農林水産省令第二二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年四月一日農林水産省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。

牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫
定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する
省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関
する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林
水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理
法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行
規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省
令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協
定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁
業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太
平洋の海域におけるさばつりがに等漁業の取締り
に関する省令、いかつり漁業の取締りに関する
省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省
令、北太平洋の海域におけるつづ漁業の取締り
に関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ
等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網
漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の
取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域
におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省
令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令
及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省
令（以下「関係省令」という。）に規定する様
式による書面は、平成六年三月三十一日までの
間は、これを使用することができる。

この省令は、公布の日から施行する。ただし、「函館空港」を加える部分は、平成六年四月四日から施行する。

附則（平成六年四月二日農林水産省令第二七号）
この省令は公布の日から施行する。

附則（平成六年九月二日農林水産省令第五六号）
この省令は、平成六年九月四日から施行する。

附則（平成六年九月二六日農林水産省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月三十一日農林水産省令第二四号）
この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、「青森空港」を加える部分は、平成七年四月二日、「松山空港」を加える部分は、平成七年四月四日から施行する。

附則（平成八年三月二九日農林水産省令第一一号）
この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年八月二日農林水産省令第四一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年一〇月一五日農林水産省令第五七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年一月二一日農林水産省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年三月二五日農林水産省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域欄第三号の相当中欄に掲げる物であつて、平成九年三月十八日以前に台湾から発送されたものうち平成九年二月二十日以前にと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであることが台湾政府機関により証明され、かつ、平成九年三月十八日以前に台湾政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条に規定する検査証明書又はその写しを添付してあるもの及び平成九年二月二十一日以後に台湾を経由してないものについての同条の規定の適用については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

この省令は、公布の日から施行する。附則（平成九年三月二七日農林水産省令第一四号）
この省令は、平成九年四月一日から施行する。
附則（平成九年四月一八日農林水産省令第三〇号）
この省令は、平成九年四月二十七日から施行する。
附則（平成九年七月一日農林水産省令第四六号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成九年一〇月三日農林水産省令第七〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一〇年三月一七日農林水産省令第一〇号）
この省令は、平成一〇年三月二十五日から施行する。
附則（平成一〇年三月二五日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成九年法律第三十四号）の施行の日（平成一〇年四月一日）から施行する。
この省令の施行前に、家畜伝染病予防法第八条（同法第三十条第二項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により交付された証明書であつて、この省令の施行の際に効力を有するものは、それぞれ改正後の家畜伝染病予防法施行規則（以下「新規則」という。）別記様式第九号及び第十号又は第二十四号によるものとみなす。
新規則第四十七条の二第三号に掲げる動物についての家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定による届出は、その動物を積載した船舶又は航空機が平成十年五月十二日までの間に新規則第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつているときは、新規則第四十七条の三の規定にかかわらず、この省令の施行後遅滞なく、新規則別記様式第二十一号の三による書面によりしなければならない。ただし、動物検疫所長がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
この省令の施行の際現に犬の輸出入検疫規則（昭和二十五年農林省令第三百三三号）の規定による検疫を行つてゐる犬については、なお従前の例による。
この省令の施行前に、家畜伝染病予防法第五十四条の規定により交付された家畜防疫官の身分を示す証票であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、新規則別記様式第三十一号によるものとみなす。
附則（平成一一年一月一日農林水産省令第一一号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病畜害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキノウムの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成一一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。
平成一一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。
附則（平成一一年二月九日農林水産省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一一年四月三〇日農林水産省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年六月一七日農林水産省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年二月二〇日農林水産省令第八七号）
この省令は、平成一二年十二月二十日から施行する。

附則（平成一二年一月三十一日農林水産省令第五五号）抄
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年二月四日農林水産省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日農林水産省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

由していないものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年五月三十一日農林水産省令第六八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表第二号の規定により、この省令の改正前に農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定した施設において、農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してある偶蹄類の動物の肉、臓器並びに偶蹄類の動物の肉及び臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコンについては、平成十三年五月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二二年九月一日農林水産省令第八二号) 抄

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二二年九月二八日農林水産省令第八七号)

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一月七日農林水産省令第九三号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物であつて、平成十二年十月二十五日以前にウルグアイから発送されたもののうち、平成十二年十月一日以前にウルグアイにおいてと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は同条の表地域の欄に掲げる地域以外の地域(以下「非規制地域」という。)において偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付して当該非規制地域から他の地域を経由しないでウルグアイに輸入されたものから生産されたものであることがウルグアイ政府機関により証明され、かつ、平成十二年十月二十五日以前にウルグアイ政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規

定する検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成十二年十月二日以後にウルグアイを経由していないものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年一月三〇日農林水産省令第一〇一号)

1 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成十二年法律第二百二十三号)次項において「改正法」という。の施行の日(平成十二年十二月二日)から施行する。ただし、第四十二条、第四十五条第一項及び第四十七条の改正規定は、平成十二年十二月三十日から施行する。

2 この省令の施行前に、改正法による改正前の家畜伝染病予防法第八條(同法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により交付された証明書又は改正前の家畜伝染病予防法施行規則第十五条第一項の規定により交付された命令書であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ改正後の家畜伝染病予防法施行規則別記様式第九号、第十号又は第十二号によるものとみなす。

附 則 (平成二二年二月二八日農林水産省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月八日農林水産省令第五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二七日農林水産省令第六九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物であつて、平成十三年三月二十日以前にオランダから発送されたものうち、平成十三年一月二十五日以前にオランダにおいてと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は同条の表地域の欄に掲げる地域以外の地域(以下「非規制地域」という。)において偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付して当該非規制地域から他の地域を経由しないでオランダに輸入されたものから生産されたものであることがオランダ政府機関に

より証明され、かつ、平成十三年三月二十日以前にオランダ政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成十三年一月二十六日以後にオランダを経由していないものについては、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物であつて、平成十三年三月十二日以前にフランスから発送されたものうち、平成十三年一月二十五日以前にフランスにおいてと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は非規制地域において偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付して当該非規制地域から他の地域を経由しないでフランスに輸入されたものから生産されたものであることがフランス政府機関により証明され、かつ、平成十三年三月十二日以前にフランス政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成十三年一月二十六日以後にフランスを経由していないものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年四月三日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月三日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月三日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月三日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月三日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月三日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月三日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月三日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月三日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月三日農林水産省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

しを添付してあるもの又は平成十三年一月二十六日以後にオランダを経由していないものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二七日農林水産省令第九六号)

附則（平成一五年七月九日農林水産省令第七四号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 ヨーネ病に係るエライザ法による検査の要領については、平成十六年七月三十一日まででは、なお従前の例によることができる。

附則（平成一五年八月二九日農林水産省令第八八号）

- この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一五年一〇月六日農林水産省令第一一三号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一六年二月一〇日農林水産省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月二六日農林水産省令第二七号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年六月二日農林水産省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年九月九日農林水産省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十条を削り、第二十一条を第二十条とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに別記様式第十四号及び第十四号の二の改正規定は、平成十六年十二月一日から施行する。

附則（平成一六年一〇月六日農林水産省令第七五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十六年十一月六日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年一二月一三日農林水産省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成一六年一二月二四日農林水産省令第一〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下

「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一〇日農林水産省令第九九号）

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。

附則（平成一七年三月三〇日農林水産省令第四六号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年八月三一日農林水産省令第九八号）

（施行期日）
1 この省令は、平成十七年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（次項において「新規則」という。）第四十七条の二第二号に掲げる動物（だちよう及びかも目の鳥類（あひる及びがちようを除く。）に限る。次項において同じ。）を輸入しようとする者は、この省令の施行前においても、家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定の例により、動物検疫所に届け出ることができる。

3 新規則第四十七条の二第二号に掲げる動物についての家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定による届出は、その動物を積載した船舶又は航空機が平成十七年十月十日までの間に新規則第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつているときは、新規則第四十七条の三の規定にかかわらず、この省令の施行後遅滞なく、新規則別記様式第二十一号の三による書面によりしなければならない。

附則（平成一七年九月五日農林水産省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月八日農林水産省令第一〇号）

この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。

附則（平成一八年三月三〇日農林水産省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月三〇日農林水産省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年六月七日農林水産省令第五七号）

この省令は、平成十八年六月八日から施行する。

附則（平成一九年八月二日農林水産省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物であつて、平成十九年八月三日以前に英国（グレート・ブリテン及び北アイルランド）に属する。以下同じ。）から発送されたものうち、平成十九年七月七日以前に英国においてと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は同条の表地域の欄に掲げる地域以外の地域（以下「非規制地域」という。）において偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付して当該非規制地域から他の地域を経由しないで英国に輸入されたものから生産されたもので、平成十九年八月三日以前に英国政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成十九年七月八日以後に英国を経由していないものについては、なお従前の例による。

附則（平成一九年一〇月三一日農林水産省令第八三号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則別記様式第十号一及び別記様式第三十一号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則別記様式第十号一及び別記様式第三十一号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年一月三〇日農林水産省令第八八号）

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月二三日農林水産省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月一八日農林水産省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年七月二二日農林水産省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六五号）

この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

附則（平成一九年一月三〇日農林水産省令第八八号）

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月二三日農林水産省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月一八日農林水産省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年七月二二日農林水産省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六五号）

この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

附則（平成二一年一月一四日農林水産省令第一号）

（施行期日）
1 この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。ただし、第四十七条の改正規定は公布の日の翌日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（次項において「新規則」という。）第四十七条の二第二号に掲げる動物（きじ及びほろほろ鳥に限る。次項において同じ。）を輸入しようとする者は、この省令の施行前においても、家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定の例により、動物検疫所に届け出ることができる。

3 新規則第四十七条の二第二号に掲げる動物についての家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定による届出は、その動物を積載した船舶又は航空機が施行日から平成二十一年四月九日までの間に新規則第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつているときは、新規則第四十七条の三の規定にかかわらず、この省令の施行後遅滞なく、新規則別記様式第二十一号の三による書面又は電磁的方法によりしなければならない。

附則（平成二二年四月七日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年五月二七日農林水産省令第三五号）

この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。

附則（平成二十二年一月六日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

附則（平成二十二年一月一八日農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

一 平成二十一年十二月十一日以前に船積みされたものであることが大韓民国政府機関により証明され、かつ、同日以前に大韓民国政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書又はその写しを添付してあるもの

二 平成二十一年十二月十二日以後に大韓民国を經由していないもの

附則（平成二十二年三月九日農林水産省令第一五号）

この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

附則（平成二十二年二月四日農林水産省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年四月二二日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

（家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 施行日前に都道府県知事が第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則第六十三条第一号イに規定する特定移動制限をした場合における当該特定移動制限に従った者が当該特定移動制限の期間において飼養する家畜のうち、当該特定移動制限により出荷が制限されたもの（前条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定により同号イに規定する対象家さんとみなされた家きんを含む。）に係る売上げの減少又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に関する費用の増加に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年八月二日農林水産省令第四九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年九月三〇日農林水産省令第五七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

（定期の報告に関する経過措置）
第二条 平成二十三年における改正法による改正後の家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）第十二条の四第一項の規定による報告は、第一条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（以下「新規則」という。）第二十一条の規則（以下「新規則」という。）第二十一条の二及び第二十一条の三の規定にかかわらず、農場（畜舎及び卵舎その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。）ごとに、同年十二月十五日までに、次に掲げる事項（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。）を記載した別記様式による報告書を提出してしなければならない。

一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数
二 畜舎及び卵舎の数

2 前項の規定による同項第一号に掲げる事項の報告は、平成二十四年における新法第十二条の四第一項の規定による新規則第二十一条の三第一号に掲げる事項の報告とみなすことができる。

（検査のための係留期間に関する経過措置）
第三条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十条第一項の規定により係留している動物に係る係留期間については、なお従前の例による。

（監視伝染病病原体の所持に関する経過措置）
第四条 改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、新規則別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

一 施行日において現に家畜伝染病病原体（改正法附則第六条第一項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。）を所持している者が同項に規定する猶予期間（以下「猶予期間」という。）に新法第四十六条の五第一項本文の許可の申請をしなかった場合、当該猶予期間が経過した日

二 施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者が猶予期間に申請した新法第四十六条の五第一項本文の許可を拒否された場合、当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡（新法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡をいう。）の予定日前の日

2 新規則第五十六条の十六第二項の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項について準用する。

3 新規則第五十六条の十七の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第四項の規定による命令について準用する。

第五条 新規則第五十六条の二十三第一項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体（家畜伝染病病原体であつて新規則第五十六条の八に規定する重点管理家畜伝染病病原体であるものをいう。以下同じ。）の保管に係るものについて準用する。

2 新規則第五十六条の二十三第二項及び第三項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体（家畜伝染病病原体であつて新規則第五十六条の九第一項に規定する要管理家畜伝染病病原体であるものをいう。以下同じ。）の保管に係るものについて準用する。

3 新規則第五十六条の二十四第一項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の使用に係るものについて準用する。

4 新規則第五十六条の二十四第二項及び第三項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものについて準用する。

5 新規則第五十六条の二十五第一項及び第二項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、家畜伝染病病原体の運搬に係るものについて準用する。

6 新規則第五十六条の二十五第四項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、家畜伝染病病原体の滅菌等（以下同じ。）に係るものについて準用する。

第六条 新規則第五十六条の九第一項第三号二（取扱施設（新法第四十六条の五第二項第四号）に規定する取扱施設をいう。以下同じ。）において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合を除く。、第四号ハ及び第六号並びに第五十六条の二十四第二項第七号（取扱施設において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合を除く。）及び第十一号二（これらの規定を前条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間は、適用しない。この場合において

て新規則第五十六条の八に規定する重点管理家畜伝染病病原体であるものをいう。以下同じ。）の保管に係るものについて準用する。

2 新規則第五十六条の二十三第二項及び第三項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体（家畜伝染病病原体であつて新規則第五十六条の九第一項に規定する要管理家畜伝染病病原体であるものをいう。以下同じ。）の保管に係るものについて準用する。

3 新規則第五十六条の二十四第一項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の使用に係るものについて準用する。

4 新規則第五十六条の二十四第二項及び第三項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものについて準用する。

- て、新法第四十六条の五第一項第二号に規定する許可所持者は、同日までの間、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 新規則第五十六条の三十二第一項第三号イの規定は、平成二十九年三月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、新法第四十六条の十九第二項に規定する届出所持者は、同日までの間、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 施行日において現に改正法附則第八條第一項に規定する届出伝染病等病原体を所持している者が同項本文の規定による届出をする場合における新規則第五十六条の二十八第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる書類を添えて」とあるのは、「のほか、平成二十三年十一月一日までに次に掲げる書類を提出して」とする。
- 4 新規則第五十六条の八第四号、第五十六条の九第一項第四号イ及びロ並びに第三項において読み替えて準用する同条第一項第三号ニ、第五十六条の二十四第一項第十二号（前条第三項において準用する場合を含む）、第五十六条の二十四第二項第十一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第三項第六号及び第十号（これらの規定を前条第四項において準用する場合を含む）、第五十六条の三十二第一項第四号並びに第五十六条の三十三第二項第十号の規定は、次に掲げる者であつて、その許可（第二号及び第三号に掲げる者にあつては、その指定）に係る監視伝染病病原体の保管、使用及び滅菌等をする施設において動物に対して当該監視伝染病病原体を使用するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、適用しない。
- 一 施行日において現に薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第十二条第一項又は第十三条第一項（これらの規定が同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている製造販売業者又は製造業者
- 二 施行日において現に薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定した者である者
- 三 施行日において現に旧規則第三条第三号、第二十三条第三号、第二十七条第四号、第二十八条第三号、第三十一条第三号又は第三十二条第三号の農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関であるもの

（証票に関する経過措置）

第七條 施行日において現にある旧規則別記様式第三十一号（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則別記様式第四十九号によるものとみなす。

2 施行日において現にある旧様式により調製した用紙は、施行日以後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式
（附則第二条関係）

別記様式（附則第二条関係）

記 録 簿

都道府県知事 姓 名

氏 名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

営業活動開始年月日（営業活動の開始日）及びその業種により、以下のとおり記載します。

営業活動開始年月日	業 種	業 種	業 種
—	—	—	—

営業活動開始年月日（営業活動の開始日）及びその業種により、以下のとおり記載します。

営業活動開始年月日	業 種	業 種	業 種
—	—	—	—

営業活動開始年月日（営業活動の開始日）及びその業種により、以下のとおり記載します。

営業活動開始年月日	業 種	業 種	業 種
—	—	—	—

営業活動開始年月日	業 種	業 種	業 種
—	—	—	—

別記様式（附則第二条関係）

記 録 簿

都道府県知事 姓 名

氏 名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

営業活動開始年月日（営業活動の開始日）及びその業種により、以下のとおり記載します。

営業活動開始年月日	業 種	業 種	業 種
—	—	—	—

営業活動開始年月日（営業活動の開始日）及びその業種により、以下のとおり記載します。

営業活動開始年月日	業 種	業 種	業 種
—	—	—	—

営業活動開始年月日（営業活動の開始日）及びその業種により、以下のとおり記載します。

営業活動開始年月日	業 種	業 種	業 種
—	—	—	—

は「種別」及び「種別」を指すものとする。

① 「種別」は、(1)「種別」及び「種別」を指すものとする。

② 「種別」は、(1)「種別」及び「種別」を指すものとする。

③ 「種別」は、(1)「種別」及び「種別」を指すものとする。

④ 「種別」は、(1)「種別」及び「種別」を指すものとする。

⑤ 「種別」は、(1)「種別」及び「種別」を指すものとする。

⑥ 「種別」は、(1)「種別」及び「種別」を指すものとする。

⑦ 「種別」は、(1)「種別」及び「種別」を指すものとする。

⑧ 「種別」は、(1)「種別」及び「種別」を指すものとする。

⑨ 「種別」は、(1)「種別」及び「種別」を指すものとする。

⑩ 「種別」は、(1)「種別」及び「種別」を指すものとする。

附則（平成二四年三月二七日農林水産省令第一八号）
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二五年三月一日農林水産省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条の表の改正規定は平成二十五年三月七日から、別表第一の改正規定は平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年五月二四日農林水産省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月六日農林水産省令第七二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一月一八日農林水産省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二七年二月一七日農林水産省令第六号）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年二月一〇日農林水産省令第八三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年一〇月二四日農林水産省令第六八号）
この省令は、平成二十八年十一月一日から施行する。

附則（平成二八年一〇月三一日農林水産省令第七〇号）
この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

附則（平成二九年一月三〇日農林水産省令第八号）
この省令は、平成二十九年二月一日から施行する。

附則（平成二九年二月二八日農林水産省令第一一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年六月二二日農林水産省令第三五号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一〇月二七日農林水産省令第六二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年一月二六日農林水産省令第二二号）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年四月二日農林水産省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、家畜伝染病予防法施行規則（次項において「規則」という。）第五十六条の三、第五十六条の八、第五十六条の九、第五十六条の二七、第五十六条の三二、第五十六条の三四及び第五十六条の三五に係る改正規定は、平成三十一年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、家畜伝染病予防法施行規則（次項において「規則」という。）第五十六条の三、第五十六条の八、第五十六条の九、第五十六条の二七、第五十六条の三二、第五十六条の三四及び第五十六条の三五に係る改正規定は、平成三十一年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 この省令による改正後の規則第五十六条の三第二号、第五号、第十号及び第十一号に掲げる家畜伝染病病原体（同条第十号及び第十一号に掲げる家畜伝染病病原体については、血清型及びH7N9であるものに限り。）に係る家畜伝染病予防法第四十六条の五第一項の許可を受けようとする者は、施行日の前においても、その申請を行うことができる。

附則（平成三〇年六月二七日農林水産省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年七月二九日農林水産省令第四六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年九月一〇日農林水産省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年九月二一日農林水産省令第六一號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年一月二二日農林水産省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年三月二四日農林水産省令第一四号）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日農林水産省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）
（施行期日）
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年七月二六日農林水産省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月二九日農林水産省令第二一號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年八月二六日農林水産省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年九月一三日農林水産省令第二九号）抄
この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附則（令和元年一〇月一五日農林水産省令第三九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年一二月一六日農林水産省令第四四号）
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年二月五日農林水産省令第七号）
（施行期日）

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則に規定する豚コレラ又はアフリカ豚コレラに係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則に規定する豚熱又はアフリカ豚熱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

附則（令和二年三月九日農林水産省令第四号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、別表第二の二の項の改正規定中2、3及び29に係る部分は同年十一月一日から、3、9及び21に係る部分は令和三年四月一日から施行する。

（家畜の死体の保管場所に関する経過措置）

第二条 この省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則（次条において「旧規則」という。）別表第二の二の項13の規定は、令和二年十月三十一日までの間は、なお従前の例による。（処理済みの飼料の利用に関する経過措置）

第三条 旧規則別表第二の二の項10の規定は、令和三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附則（令和二年三月一七日農林水産省令第一六号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月二四日農林水産省令第四四号）抄

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。ただし、第一条中家畜伝染病予防法施行規則第二十一条の次に三条を加える改正規定（同令第二十一条の三第一項第三号及び第二十一条の四に係る部分に限る。）は同法附

則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から、第一条中同令第十三条の改正規定（「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める部分に限る。）、同令第十四条の改正規定、同令第四十条に一項を加える改正規定、同令別記様式第十号の改正規定（「第31条第2項」を「第31条第3項」に改める部分に限る。）及び同令別記様式第四十九号の改正規定（「第三十一条第一項」の下に「若しくは第2項」を加える部分に限る。）並びに第四条の規定は令和三年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前のそれぞれの省令に規定する牛ウイルス性下痢・粘膜炎、牛白血病、牛丘疹性口炎、トリパソノマ病、トリコモナス病、馬モルビリウイルス肺炎、トキソプラズマ病、山羊関節炎、脳脊髄炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチトゾン病、あひる肝炎、兎ウイルス性出血病、パロア病又はノゼマ病に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後のそれぞれの省令に規定する牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫、牛丘疹性口内炎、トリパソノマ病、トリコモナス病、ヘンドラウイルス感染症、トキソプラズマ病、山羊関節炎・脳炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性喉頭気管炎、鳥結核、鳥マイコプラズマ病、ロイコチトゾン症、あひるウイルス性肝炎、兎出血病、パロア病又はノゼマ病に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和二年六月三〇日農林水産省令第四六号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日
二 第一条のうち家畜伝染病予防法施行規則別表第二の二の項の改正規定中9に係る部分及び同表第二の三の項の改正規定中24に係る部分の規定 令和三年十月一日
三 第一条のうち家畜伝染病予防法施行規則第二十一条の五の改正規定、同令別表第二の二の項の改正規定中3に係る部分、同表第二の二の四の項の改正規定中3に係る部分の規定 令和四年二月一日

（野生動物の侵入防止のためのネット等の設置等及び家畜の死体の保管場所に関する経過措置）

第一条 この省令の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則（次条において「旧規則」という。）別表第二の三の項12及び14の規定は、令和三年九月三十日までの間は、なお従前の例による。（情報の周知に関する経過措置）

第二条 旧規則別表第二の四の項17の規定は、令和四年一月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附則（令和二年八月三一日農林水産省令第五七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月二日農林水産省令第七号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月二九日農林水産省令第一四号）
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年五月一〇日農林水産省令第三四号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月二日農林水産省令第四八号）
（施行期日）

第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

附則（令和三年八月二日農林水産省令第四八号）
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年七月三〇日農林水産省令第四五号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年九月二四日農林水産省令第五五号）
（施行期日）

この省令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二の二の項の改正規定中5に係る部分及び同表第二の三の項の改正規定中8に係る部分 令和四年十月一日
二 別表第二の二の項の改正規定中5（3）に係る部分 令和五年四月一日
三 別表第二の二の項の改正規定中10に係る部分 令和六年四月一日

附 則 (令和四年三月一七日農林水産省令第一七号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年四月一八日農林水産省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月一日農林水産省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一月一四日農林水産省令第五四号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年二月二八日農林水産省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中土地改良法施行規則第八条、第五十七条の二の二第二項、第八十一条、第九十一条第二項及び第六十六条の改正規定、第六十六条から第八条まで並びに第十一条の規定、第十三条中入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則第十六条の改正規定並びに第十四条から第十六条までの規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月五日農林水産省令第一〇号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二五日農林水産省令第一二号)

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

別記様式第一号(第四条関係)

別記様式第一号(第四条関係)

農林水産省令第一〇号(令和六年三月五日)

項目	内容
1. 改正規定	農林水産省令第一〇号(令和六年三月五日)の改正規定
2. 施行期日	令和六年四月一日
3. 施行期日	令和六年四月一日
4. 施行期日	令和六年四月一日
5. 施行期日	令和六年四月一日
6. 施行期日	令和六年四月一日
7. 施行期日	令和六年四月一日
8. 施行期日	令和六年四月一日
9. 施行期日	令和六年四月一日
10. 施行期日	令和六年四月一日

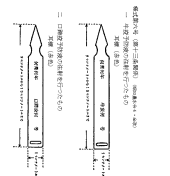
様式第二号(第七条関係)

別記様式第二号(第七条関係)

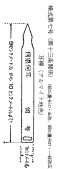
農林水産省令第一〇号(令和六年三月五日)

項目	内容
1. 改正規定	農林水産省令第一〇号(令和六年三月五日)の改正規定
2. 施行期日	令和六年四月一日
3. 施行期日	令和六年四月一日
4. 施行期日	令和六年四月一日
5. 施行期日	令和六年四月一日
6. 施行期日	令和六年四月一日
7. 施行期日	令和六年四月一日
8. 施行期日	令和六年四月一日
9. 施行期日	令和六年四月一日
10. 施行期日	令和六年四月一日

様式第三号から第五号まで
様式第六号(第十三条関係) 削除



様式第七号(第十三条関係)



様式第十号(第十四条関係) (1) (票紙No. 500)

単位 株主 法廷 取締役候補

姓	名		
氏	名		
生	年	月	日
住	居	地	住所
電	話		
職	業		
氏	名		
氏	名		

② 〇の枠内において

1 〇の枠内には、選挙権者及び投票権者(株主)の氏名を記載して、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)を作成し、これを、議決権行使手続の開始の日以前に提出しなければなりません。

2 選挙権者及び投票権者の氏名を記載するときは、議決権行使手続の開始の日以前に提出された選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「前回の選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載し、かつ、前回の選挙権者名簿及び投票権者名簿に記載の氏名と同一人物であることを確認する必要があります。

3 〇の枠内には、投票権者の氏名を記載し、その住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

4 〇の枠内には、投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

5 〇の枠内には、投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

6 〇の枠内には、投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

7 〇の枠内には、投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

8 〇の枠内には、投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

9 〇の枠内には、投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

ブルジョア候補者名簿	取締役候補者名簿								
<table border="1"> <tr><td>執行番号</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	執行番号		備考		<table border="1"> <tr><td>執行番号</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	執行番号		備考	
執行番号									
備考									
執行番号									
備考									
<table border="1"> <tr><td>執行番号</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	執行番号		備考		<table border="1"> <tr><td>執行番号</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	執行番号		備考	
執行番号									
備考									
執行番号									
備考									

注 1 〇の枠内には、選挙権者及び投票権者の氏名を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

2 〇の枠内には、選挙権者及び投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

3 〇の枠内には、選挙権者及び投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

4 〇の枠内には、選挙権者及び投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

議決、注付、戻付、投票権者名簿	執行番号								
<table border="1"> <tr><td>執行番号</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	執行番号		備考		<table border="1"> <tr><td>執行番号</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	執行番号		備考	
執行番号									
備考									
執行番号									
備考									
<table border="1"> <tr><td>執行番号</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	執行番号		備考		<table border="1"> <tr><td>執行番号</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	執行番号		備考	
執行番号									
備考									
執行番号									
備考									

注 1 〇の枠内には、議決、注付、戻付、投票権者の氏名を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

2 〇の枠内には、議決、注付、戻付、投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

3 〇の枠内には、議決、注付、戻付、投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

4 〇の枠内には、議決、注付、戻付、投票権者の住所を記載し、かつ、この選挙権者名簿及び投票権者名簿(以下「選挙権者名簿」といいます)に基づいて記載する必要があります。

発行 請求 送付 振替手帳		振替手帳	
月 位	日 付	金 額	印
年 月			
記 帳 日 付		金 額	
記 帳 金 額		印	
式 名	印		加算手帳日

① この手帳は、任意に記帳する手帳として発行され、記帳の自由が認められています。

② この手帳は、任意に記帳する手帳として発行され、記帳の自由が認められています。

③ この手帳は、任意に記帳する手帳として発行され、記帳の自由が認められています。

④ この手帳は、任意に記帳する手帳として発行され、記帳の自由が認められています。

⑤ この手帳は、任意に記帳する手帳として発行され、記帳の自由が認められています。

⑥ この手帳は、任意に記帳する手帳として発行され、記帳の自由が認められています。

⑦ この手帳は、任意に記帳する手帳として発行され、記帳の自由が認められています。

⑧ この手帳は、任意に記帳する手帳として発行され、記帳の自由が認められています。

⑨ この手帳は、任意に記帳する手帳として発行され、記帳の自由が認められています。

⑩ この手帳は、任意に記帳する手帳として発行され、記帳の自由が認められています。

発行手帳	発行手帳
請求	請求
発行手帳	発行手帳
請求	請求

注意 1. 印の部分が、請求、送付、振替の振替手帳として発行されます。

2. 発行手帳には、請求、送付、振替の振替手帳の日付を記入してください。

3. 請求書には、請求の金額を記入し、「請求」の振替手帳に記入してください。

4. 請求書には、請求の金額を記入し、「請求」の振替手帳に記入してください。

発行手帳	発行手帳
請求	請求
発行手帳	発行手帳
請求	請求

注意 1. 印の部分が、請求、送付、振替の振替手帳として発行されます。

2. 発行手帳には、請求、送付、振替の振替手帳の日付を記入してください。

3. 請求書には、請求の金額を記入し、「請求」の振替手帳に記入してください。

4. 請求書には、請求の金額を記入し、「請求」の振替手帳に記入してください。

様式第十一号 (第十五条関係)

『平成14年度設備投資計画承認書の取組方針等に関する報告書』提出申請書
『平成14年度地方債償還計画承認書の取組方針等に関する報告書』提出申請書

申請者
 団体名称
 住所
 代表者
 役職
 電話番号

申請内容
 1. 設備投資計画承認書の取組方針等に関する報告書
 2. 地方債償還計画承認書の取組方針等に関する報告書

提出先
 財政課
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出日
 平成14年10月15日

提出場所
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出先
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出先
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

様式第十二号 削除
様式第十三号 (第二十号、第四十二号関係)

様式第十二号 (第二十号関係) (印刷用紙) (縦向き)

申請者
 団体名称
 住所
 代表者
 役職
 電話番号

申請内容
 1. 地方債償還計画承認書の取組方針等に関する報告書
 2. 地方債償還計画承認書の取組方針等に関する報告書

提出先
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出日
 平成14年10月15日

提出場所
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出先
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出先
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

様式第十四号 削除
様式第十五号 (第二十五条関係)

様式第十四号 (第二十五条関係) (印刷用紙) (縦向き)

申請者
 団体名称
 住所
 代表者
 役職
 電話番号

申請内容
 1. 地方債償還計画承認書の取組方針等に関する報告書
 2. 地方債償還計画承認書の取組方針等に関する報告書

提出先
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出日
 平成14年10月15日

提出場所
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出先
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出先
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

様式第十五号 (第二十五条関係) (印刷用紙) (縦向き)

申請者
 団体名称
 住所
 代表者
 役職
 電話番号

申請内容
 1. 地方債償還計画承認書の取組方針等に関する報告書
 2. 地方債償還計画承認書の取組方針等に関する報告書

提出先
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出日
 平成14年10月15日

提出場所
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出先
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

提出先
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-3581-2100

様式第二十一号の二 (第四十四条の二関係) (申請書用紙・提出・印刷用紙) (1000×500-212)
動物の公益施設移転の届出申請書 (動物の引渡書に付、その旨)
届出申請書
届出申請書(届出申請書)
届出申請書(届出申請書)

年 月 日

動物の公益施設 名称

下記の通り家畜の公益施設移転の届出申請をいたします。届出申請書の届出申請書(届出申請書)を添付して提出させていただきます。

種 別	名 称	数
牛		
豚		
鶏		
馬		
イノチ		
ウシ		
ウマ		
イノチ		
ウシ		
ウマ		
イノチ		
ウシ		
ウマ		
イノチ		

届出申請書の届出申請書(届出申請書)を添付して提出させていただきます。

注意 用紙の大きさは、日本農林規格A4とすること。

様式第二十一号の三 (第四十七条の三関係) (申請書用紙・提出・印刷用紙) (1000×500-213)
動物の輸入に関する届出申請書 (動物の引渡書に付、その旨)
届出申請書
届出申請書(届出申請書)
届出申請書(届出申請書)

年 月 日

動物の輸入届出 名称

下記の通り家畜の輸入の届出申請をいたします。届出申請書の届出申請書(届出申請書)を添付して提出させていただきます。

種 別	名 称	数
牛		
豚		
鶏		
馬		
イノチ		
ウシ		
ウマ		
イノチ		
ウシ		
ウマ		
イノチ		
ウシ		
ウマ		
イノチ		

届出申請書の届出申請書(届出申請書)を添付して提出させていただきます。

注意 用紙の大きさは、日本農林規格A4とすること。

様式第二十一号の四 (第四十七条の三関係) (申請書用紙・提出・印刷用紙) (1000×500-214)
動物の輸入に関する届出申請書 (動物の引渡書に付、その旨)
届出申請書
届出申請書(届出申請書)
届出申請書(届出申請書)

年 月 日

届出申請書の届出申請書(届出申請書)を添付して提出させていただきます。

年 月 日

届出申請書の届出申請書(届出申請書)を添付して提出させていただきます。

年 月 日

届出申請書の届出申請書(届出申請書)を添付して提出させていただきます。

種 別	名 称	数
牛		
豚		
鶏		
馬		
イノチ		
ウシ		
ウマ		
イノチ		
ウシ		
ウマ		
イノチ		
ウシ		
ウマ		
イノチ		

届出申請書の届出申請書(届出申請書)を添付して提出させていただきます。

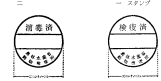
注意 用紙の大きさは、日本農林規格A4とすること。

様式第二十七号（第五十一條関係）



（縦書き）

様式第二十八号（第五十一條関係）



（縦書き）

様式第二十九号（第五十二條関係）

様式第二十九号（第五十二條関係）

輸出検査申請書

申請者住所氏名【法人の場合は、その名称及び代表者の住所氏名】

輸出品目

動物検査済品類

下記のとおり欄目①から⑭まで検査を申請いたします。

種別	種
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	

住所

輸出検査済品

動物検査済品類

① 輸送方法（航空機、船舶、陸路、鉄道、道路）

② 輸送の仕度（日本産動物検査済品とする）

輸出検査申請書

申請者住所氏名【法人の場合は、その名称及び代表者の住所氏名】

輸出品目

動物検査済品類

下記のとおり欄目①から⑭まで検査を申請いたします。

種別	種
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	

住所

輸出検査済品

動物検査済品類

① 輸送方法（航空機、船舶、陸路、鉄道、道路）

② 輸送の仕度（日本産動物検査済品とする）

二六〇四

輸送申請書
輸出検査申請書
臨時輸出検査申請書
国産
動物検疫所長
署名の付いた紙

【国産、動物検疫所長、検疫検査官、検査員宛に】

種別名【種、科、属、種、学名】	
出典者氏名【種、科、属、種、学名】	
種名【種、科、属、種、学名】	
住所【種、科、属、種、学名】	(印) (1)
氏名【種、科、属、種、学名】	
住所【種、科、属、種、学名】	
氏名【種、科、属、種、学名】	
住所【種、科、属、種、学名】	
氏名【種、科、属、種、学名】	
住所【種、科、属、種、学名】	
氏名【種、科、属、種、学名】	
住所【種、科、属、種、学名】	
氏名【種、科、属、種、学名】	
住所【種、科、属、種、学名】	

備考 【種、科、属、種、学名】

申請年月日	検査実施年月日
種別	
種名【種、科、属、種、学名】	
出典者氏名	
種名【種、科、属、種、学名】	
住所【種、科、属、種、学名】	
氏名【種、科、属、種、学名】	
住所【種、科、属、種、学名】	
備考	

注意 1. 本表は、検疫及び動物検疫所長と共通の様式を使用して輸出申請の手続きとして提出されなければならない。
2. 種別欄には、検疫所の種別及びその種別、検疫所長が検査種別として、国産品として検査実施の日付に記入しなければならない。
3. 種別の記入は、日本産動物検疫所とする。

二六〇五
輸出検査申請書
APPLICATION FOR EXPORT INSPECTION OF ANIMALS

申請者名 申請書の提出先及び届出先
Name and address of applicant 種別 氏名 住所 国産品検査官の署名
Name, Address () Name, Address () 国産品検査官の署名 ()

本表は、検疫及び動物検疫所長と共通の様式を使用して輸出申請の手続きとして提出されなければならない。

動物検疫所長 Director of department	検査官 Inspector
種別 Category	種名 Name
出典者氏名 Name of applicant	住所 Address
種名【種、科、属、種、学名】 Name of animal	種別 Category
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address

備考 国産品検査官の署名

二六〇六
輸入検査申請書
APPLICATION FOR IMPORT INSPECTION OF ANIMALS

申請者名 申請書の提出先
Name and address of applicant 種別 氏名 住所
Name, Address () Name, Address ()

本表は、検疫及び動物検疫所長と共通の様式を使用して輸入申請の手続きとして提出されなければならない。

動物検疫所長 Director of department	検査官 Inspector
種別 Category	種名 Name
出典者氏名 Name of applicant	住所 Address
種名【種、科、属、種、学名】 Name of animal	種別 Category
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address
氏名【種、科、属、種、学名】 Name of applicant	氏名 Name
住所【種、科、属、種、学名】 Address of applicant	住所 Address

備考 国産品検査官の署名

様式第三十号（第五十四条関係）

類別	說明
1. 動物	Animal
2. 植物	Plant
3. 礦物	Mineral
4. 其他	Other
5. 雜項	Miscellaneous
6. 危險品	Hazardous
7. 傳染病	Contagious
8. 寄生蟲	Parasite
9. 昆蟲	Insect
10. 魚類	Fish
11. 貝類	Mollusk
12. 甲殼類	Crustacean
13. 兩栖類	Amphibian
14. 爬蟲類	Reptile
15. 鳥類	Bird
16. 哺乳類	Mammal

請將本表填妥後，連同原裝封套，送交檢驗處辦理。
 檢驗日期：_____
 檢驗地點：_____
 檢驗人員：_____
 檢驗官：_____
 檢驗地點：_____
 檢驗日期：_____
 檢驗人員：_____
 檢驗官：_____

中華民國海關
 Ministry of Maritime Customs and Border Protection

本表之用途：此表為海關申報之憑證，用於申報進出口貨物之品名、數量、價值等。
 申報日期：_____
 申報地點：_____
 申報人：_____
 申報人地址：_____
 申報人電話：_____
 申報人簽名：_____
 申報人印章：_____
 申報日期：_____
 申報地點：_____
 申報人：_____
 申報人地址：_____
 申報人電話：_____
 申報人簽名：_____
 申報人印章：_____

中華民國海關
 Ministry of Maritime Customs and Border Protection

本表之用途：此表為海關申報之憑證，用於申報進出口貨物之品名、數量、價值等。
 申報日期：_____
 申報地點：_____
 申報人：_____
 申報人地址：_____
 申報人電話：_____
 申報人簽名：_____
 申報人印章：_____
 申報日期：_____
 申報地點：_____
 申報人：_____
 申報人地址：_____
 申報人電話：_____
 申報人簽名：_____
 申報人印章：_____

中華民國海關
 Ministry of Maritime Customs and Border Protection

本表之用途：此表為海關申報之憑證，用於申報進出口貨物之品名、數量、價值等。
 申報日期：_____
 申報地點：_____
 申報人：_____
 申報人地址：_____
 申報人電話：_____
 申報人簽名：_____
 申報人印章：_____
 申報日期：_____
 申報地點：_____
 申報人：_____
 申報人地址：_____
 申報人電話：_____
 申報人簽名：_____
 申報人印章：_____

様式第三十一号（第五十六條の六関係）

様式第三十一号（第五十六條の六関係）（別表第六の二）（別表第六の三）
01-1様式

国家公務員共済制度関係事務用申請書
年 月 日

請求人氏名 氏 名
申請者
氏名
（記入にあつては、名称及び代表者の姓名）

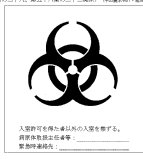
国家公務員共済制度（国庫特種法第46号）第46条の第1項本文の許可を受けたいので、別表第六の二の表により、別表第六の三の下記のとおり申請します。
なお、所定、国家公務員共済制度関係事務用申請書（国庫特種法第46号）及び国家公務員共済制度関係事務用申請書（国庫特種法第46号）を添付し、記事第4条の2の規定により許可されます。

記	
国家公務員共済制度関係事務用申請書の種別	
国庫特種法第46号	
申請者の名称	
申請者の所在地	
業 務 名	
業 務 所	
上 記業務の内容及び許可の趣旨等	
業 務 名	
業 務 所	
業 務 名	
業 務 所	
業 務 名	
業 務 所	
業 務 名	
業 務 所	

備考 1 用紙の大きさは、日本製紙規格A4とする。2 申請の種別は、国家公務員共済制度関係事務用申請書の種別により、別表第六の三の下記のとおり申請します。3 申請の種別は、記入しない。

様式第三十二号（第五十六條の六、第五十六條の二十三、第五十六條の二十四、第五十六條の三十三関係）

様式第三十二号（第五十六條の六、第五十六條の二十三、第五十六條の二十四、第五十六條の三十三関係）（別表第六の二）（別表第六の三）
01-2様式



様式第三十三号（第五十六條の十関係）

様式第三十三号（第五十六條の十関係）（別表第六の二）（別表第六の三）
01-3様式

国家公務員共済制度関係事務用申請書
年 月 日

請求人氏名 氏 名
申請者
氏名
（記入にあつては、名称及び代表者の姓名）

国家公務員共済制度（国庫特種法第46号）第46条の第1項本文の許可を受けたいので、別表第六の二の表により、別表第六の三の下記のとおり申請します。
なお、所定、国家公務員共済制度関係事務用申請書（国庫特種法第46号）及び国家公務員共済制度関係事務用申請書（国庫特種法第46号）を添付し、記事第4条の2の規定により許可されます。

記	
国家公務員共済制度関係事務用申請書の種別	
国庫特種法第46号	
申請者の名称	
申請者の所在地	
業 務 名	
業 務 所	
上 記業務の内容及び許可の趣旨等	
業 務 名	
業 務 所	
業 務 名	
業 務 所	
業 務 名	
業 務 所	
業 務 名	
業 務 所	

備考 用紙の大きさは、日本製紙規格A4とする。

様式第三十四号（第五十六條の十関係）

様式第三十四号（第五十六條の十関係）（別表第六の二）（別表第六の三）
01-4様式

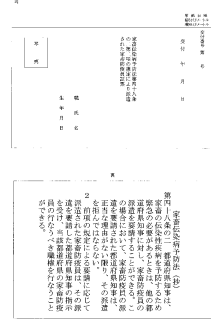
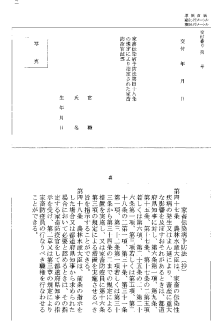
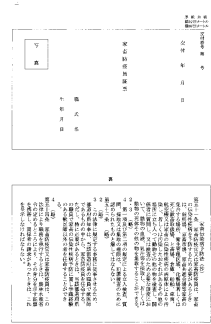
国家公務員共済制度関係事務用申請書
年 月 日

請求人氏名 氏 名
申請者
氏名
（記入にあつては、名称及び代表者の姓名）

国家公務員共済制度（国庫特種法第46号）第46条の第1項本文の許可を受けたいので、別表第六の二の表により、別表第六の三の下記のとおり申請します。
なお、所定、国家公務員共済制度関係事務用申請書（国庫特種法第46号）及び国家公務員共済制度関係事務用申請書（国庫特種法第46号）を添付し、記事第4条の2の規定により許可されます。

記	
国家公務員共済制度関係事務用申請書の種別	
国庫特種法第46号	
申請者の名称	
申請者の所在地	
業 務 名	
業 務 所	
上 記業務の内容及び許可の趣旨等	
業 務 名	
業 務 所	
業 務 名	
業 務 所	
業 務 名	
業 務 所	

備考 1 用紙の大きさは、日本製紙規格A4とする。2 申請の種別は、許可種別を記入すること。3 この申請書は、国家公務員共済制度関係事務用申請書の種別により、別表第六の三の下記のとおり申請します。4 申請書の業種、業種名、業種番号、業種コード及びメールアドレスを記載すること。



別表第一（第九条、第四十条関係）
検査の方法

区分	方法	要領	判定
ヨ	1 予備的検査法（以下応キット（マイ）「スクリーニング法」とム・フレイ菌抽出法）による検査	1 スクリーニング法（ヨーネ病予備的検査法）による検査。抽出液を血清で希釈し、これに標識抗体を添加し、反応を測定する。反応が陽性の場合、スクリーニング法による検査を実施する。	1 次のいずれかに該当するもの。① 反応が陽性となるもの。② 反応が陽性となるもの。③ 反応が陽性となるもの。
ネ	2 予備的検査法（以下応キット（マイ）「スクリーニング法」とム・フレイ菌抽出法）による検査	2 スクリーニング法（ヨーネ病予備的検査法）による検査。抽出液を血清で希釈し、これに標識抗体を添加し、反応を測定する。反応が陽性の場合、スクリーニング法による検査を実施する。	2 次のいずれかに該当するもの。① 反応が陽性となるもの。② 反応が陽性となるもの。③ 反応が陽性となるもの。
1	3 予備的検査法（以下応キット（マイ）「スクリーニング法」とム・フレイ菌抽出法）による検査	3 スクリーニング法（ヨーネ病予備的検査法）による検査。抽出液を血清で希釈し、これに標識抗体を添加し、反応を測定する。反応が陽性の場合、スクリーニング法による検査を実施する。	3 次のいずれかに該当するもの。① 反応が陽性となるもの。② 反応が陽性となるもの。③ 反応が陽性となるもの。
ヨ	4 予備的検査法（以下応キット（マイ）「スクリーニング法」とム・フレイ菌抽出法）による検査	4 スクリーニング法（ヨーネ病予備的検査法）による検査。抽出液を血清で希釈し、これに標識抗体を添加し、反応を測定する。反応が陽性の場合、スクリーニング法による検査を実施する。	4 次のいずれかに該当するもの。① 反応が陽性となるもの。② 反応が陽性となるもの。③ 反応が陽性となるもの。
分	5 予備的検査法（以下応キット（マイ）「スクリーニング法」とム・フレイ菌抽出法）による検査	5 スクリーニング法（ヨーネ病予備的検査法）による検査。抽出液を血清で希釈し、これに標識抗体を添加し、反応を測定する。反応が陽性の場合、スクリーニング法による検査を実施する。	5 次のいずれかに該当するもの。① 反応が陽性となるもの。② 反応が陽性となるもの。③ 反応が陽性となるもの。
区	6 予備的検査法（以下応キット（マイ）「スクリーニング法」とム・フレイ菌抽出法）による検査	6 スクリーニング法（ヨーネ病予備的検査法）による検査。抽出液を血清で希釈し、これに標識抗体を添加し、反応を測定する。反応が陽性の場合、スクリーニング法による検査を実施する。	6 次のいずれかに該当するもの。① 反応が陽性となるもの。② 反応が陽性となるもの。③ 反応が陽性となるもの。
方	7 予備的検査法（以下応キット（マイ）「スクリーニング法」とム・フレイ菌抽出法）による検査	7 スクリーニング法（ヨーネ病予備的検査法）による検査。抽出液を血清で希釈し、これに標識抗体を添加し、反応を測定する。反応が陽性の場合、スクリーニング法による検査を実施する。	7 次のいずれかに該当するもの。① 反応が陽性となるもの。② 反応が陽性となるもの。③ 反応が陽性となるもの。
法	8 予備的検査法（以下応キット（マイ）「スクリーニング法」とム・フレイ菌抽出法）による検査	8 スクリーニング法（ヨーネ病予備的検査法）による検査。抽出液を血清で希釈し、これに標識抗体を添加し、反応を測定する。反応が陽性の場合、スクリーニング法による検査を実施する。	8 次のいずれかに該当するもの。① 反応が陽性となるもの。② 反応が陽性となるもの。③ 反応が陽性となるもの。

リットルを二十六度までの注射するも温度で感作する患畜又は疑似患畜でないものとすること。

4 補体結三二により感作すること。

合反応検査作したスクリーンの場合ニングプレートを実施する。を洗浄液で洗浄

一 ヨーネし、これに基質病にかかつ溶液を分注したてのおおそ後、十分間十六れがある度から二十六度認められたまでの温度で反めん羊又はは応させ、反応停めん羊についての波長で測る検査の所定の波長で測定した吸光度値

二 患者又はにより算出したは疑似患者指示血清に對すと同居したる相對吸光度値めん羊又はは判定すること

山羊についての四 指示血清に對する相對吸光度値が六十以上めん羊又ははであるものを陽性とし、六十未満であるものを陰性とする。

認める場合 2 スクリーニング法(ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット(マイニン検査にム・フレイ菌可よる検査及溶化蛋白で血清補体結合処理するもの)に反応検査以(限る)による検査)による検査の方法)による検査

一 疫学的検査の場合

二 臨床検査 スクリーニングプレートに

三 細菌検査、試料希釈吸収液で所定の倍数

四 その他 希釈し、十五分間二十五度の温度で感作した

指示血清及び被検血清を分注した後、密封し、四十五分間二十五度の温度で感作すること。

二一により感作したスクリーニングプレート

を洗浄液で洗浄し、これに標識抗体希釈液で所定の倍数に希釈した酵素標識抗体を分注した後、密封し、四十五分間二十五度の温度で感作すること。

三二により感作したスクリーニングプレート

を洗浄液で洗浄し、これに基質溶液(使用する直前に調整したもの)を分注した後、十五分間二十五度の温度で反応させ、反応停止液を分注し、所定の波長で測定した吸光度値により算出した指示血清に對する相對吸光度値で判定すること。

四 指示血清に對する相對吸光度値が〇・三以上であるものを陽性とし、〇・三未満であるものを陰性とする

二の2 スクリーニング法(ヨ

ネ病診断用リアルタイムポリアラージェ連鎖反応キット(サイバグリンを用いるものに限る。)による検査)による検査の場合

一 ヨーネ菌核酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出DNA液を作製すること。

二 リアルタイムPCR反応液(DNAポリメラーゼ、サイバグリン、プライマー、ウラシル、N-グリンコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水を含むもの)をいう。以下この号において同じ。

〇・四五ミリリットルに一度作製した糞便抽出DNA液〇・〇五ミリリットルを混合したもの(以下この項において「検体調整液」という。)

及びリアルタイムPCR反応液

〇・〇四五ミリリットルに指示陽性DNA液(あらかじめヨネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希釈し

たもの)〇・〇五ミリリットルを混合したものの(以下この項において「指示陽性調整液」という。)を、それぞれ〇・二ミリリットル容量のPCR用チューブ二本又はPCR用九十六穴プレートの二穴に〇・〇二五ミリリットルずつ分注すること。

三 二のチューブ又はプレートをリアルタイムPCR装置により、五十度の温度で二分間、九十五度の温度で十五分間感作した後、九十五度の温度での三十分間及び六十分間の感作を四十五回繰り返すこと。

四 三の感作後に、二の検体調整液の蛍光強度が上昇したもののうち、六十度から九十八度までの間で解離曲線解析を行って検体調整液が指示陽性調整液の解離温度と同様の解離温度を示した検体を陽性とし、それ以外

の検体を陰性とすること。
 2の3 スクリーニング法（ヨ―ネ病診断用リ―ネ病診断用リ―ネ病診断用ポリマーゼ連鎖反応キット（インターナルコントロールを用いるものに限る。）による方法）による検査の場合、ヨ―ネ菌核酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出DNA液を作製すること。
 二〇・二ミリリットル容量のPCR用チューブ又はPCR用九十六穴プレートを用いて、リアルタイムPCR反応液（DNAポリメラーゼ、ウラシル、グリンコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水、インターナルコントロール、プライマーを含むもの）をいう。以下この号において同じ。）
 三〇・四五ミリリットルに一度作製した糞便抽出DNA液〇・〇五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」とい

う。）、リアルタイムPCR反応液〇・〇四五ミリリットルに指示陽性DNA液〇・〇五ミリリットルを混合したもの及びリアルタイムPCR反応液〇・〇五ミリリットルを混合したもの、それぞれ調整すること。
 三 二のチューブ又はプレートをリアルタイムPCR装置により、四十度の温度で十分間、九十五度の温度で十分間、九十五度の温度で十分間及び六十八度の温度で一分間の感作を四十五回繰り返すこと。
 四 三の感作後に、二の検体調整液の蛍光強度が上昇したもののうち、六十度から九十八度までの間で解離曲線の解析を行って検体調整液が陽性解離温度を示した検体を陽性とし、陰性解離温度を示した検体を陰性とする

。）、リアルタイムPCR反応液〇・〇四五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）、リアルタイムPCR反応液〇・〇五ミリリットルに指示陽性DNA液〇・〇五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「指示陽性調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液〇・〇四五ミリリットルを混合したもの、それぞれ調整すること。
 三 二のチューブ又はプレートをリアルタイムPCR装置により、五十度の温度で二分間、九十五度の温度で十分間感作した後、九十五度の温度での三十秒間及び六十八度の温度で一分間の感作を四十五回繰り返すこと。
 四 三の感作後に、二の検体調整液が分注されたチューブ一本又はプレート一穴以上で陽性反応検出用波長の蛍光強度が上昇した検体をDNA陽性とし、二の検体調整液が分注されたチューブ二本又はプレート二穴で陰性反応検出用波長の蛍光強度が

ムPCR反応液〇・〇四五ミリリットルに指示陰性液〇・〇五ミリリットルを混合したものを、それぞれ〇・二ミリリットル容量のPCR用チューブ二本又はPCR用九十六穴プレート〇・〇五ミリリットルずつ分注すること。
 三 二のチューブ又はプレートをリアルタイムPCR装置により、五十度の温度で二分間、九十五度の温度で十分間感作した後、九十五度の温度での三十秒間及び六十八度の温度で一分間の感作を四十五回繰り返すこと。
 四 三の感作後に、二の検体調整液が分注されたチューブ一本又はプレート一穴以上で陽性反応検出用波長の蛍光強度が上昇した検体をDNA陽性とし、二の検体調整液が分注されたチューブ二本又はプレート二穴で陰性反応検出用波長の蛍光強度が

上昇した検体をDNA陰性とすること。
 五 四でDNA陽性となった検体について、指示陽性調整液を用いた用量一反応式からヨネ菌DNA濃度を計算し、検体調整液〇・〇二五ミリリットル中のDNA量が〇・〇〇一ピコグラム以上と判定された検体を陽性とし、それ以外の検体を陰性とする。
 4 ヨーニン検査の場合
 一 ヨーニンの注射後四十八時間から七十二時間までの間における腫脹の差を測定すること。
 二 注射前における注射部位の皮膚の厚さの測定と注射後における注射部位の皮膚の厚さの測定は、やむをえない事由がある場合のほかは同一人が行うこと。
 5 補体結合反応検査の場合
 十六時間から二十時間までの間
 四度から七度までの温度で感作した希釈血清（非働化血清を

伝達性海綿状脳症	1 エライザ法による（サンドイッチ法） 2 エライザ法による（サンドイッチ法） 3 エライザ法による（サンドイッチ法） 4 エライザ法による（サンドイッチ法） 5 エライザ法による（サンドイッチ法） 6 ヨーネ病の疑似患者については、細菌検査（分離培養）又はリアルタイムPCR法による検査を実施すること。	生理食塩液で五倍、十倍及び二十倍に希釈し、これらに等量の抗原とあらかじめ二単位となるように検定した倍量のモルモット補体を加えたもの（に三パーセントめん羊感作血清液（あらかじめ検定した三単位の溶血素液と三パーセントめん羊血球液を同量混和したもの）を加えて、三十分間三十七度の温度で感作した後の溶血の程度により抗体価を測定すること。 6 ヨーネ病の疑似患者については、細菌検査（分離培養）又はリアルタイムPCR法による検査を実施すること。
----------	---	--

3 エライゼKを混合し、インドイッチ酵素法による十分間三十七度抗体法（アビジン検査、ウエの温度で保温し、ンビーオンカスタブプロタ後、濃縮し、ツプリンング法） ツト法によ五十分間百度の温による方法、エン検査及び度で処理することライザ法（サンドイッチ酵素抗体法） 免疫組織化学と。 学的検査以二 抗プリオン体法（ワンステアの検査 蛋白質抗体を固ツツ測定法） 一 疫学的相化した検査用による方法）又はプレート（以下 エライザ法（サンドイッチ酵素抗体法） 二 臨床検査「TSE診断プレート」という抗体法（ワンポート）によりツト前処理法）に調整した被検検による方法）に体を緩衝液で所よる検査の反応定の倍数に希釈が陽性であり、し、当該検体をかつ、ウエスタ分注した後、密ンプロット法に封し、七十五分よる検査又は免間三十七度の温度で感作した上疫組織化学的検査により、異常、洗浄液で洗浄プリオン蛋白質すること。 三 二により処理したTSE診断プレートに酵二 めん羊又は素標識抗体液ウエスタンプロ（使用する直前ツト法による検査）を分注したの）を分注した後、密封し、一時間四度の温度で感作すること。 四 三により感作したTSE診断プレートを洗淨液で洗浄し、患者でないもの（使用する直前に調整したも（の）を分注した後、遮光して三十分間室温で感作し、反応停止液を分注し、所
--

定の波長で測定した吸光度値により判定すること。
 五 吸光度値が陰性対照の平均吸光度値に所定の値を加えた値（以下この項、第三項及び第四項において「カットオフ値」という。）の九十分以上であるものを再検査することとし、カットオフ値の九十分以上未滿であるものを陰性とする。
 六 五により再検査することとなった検体のサンプルについてTSE診断プレートの二穴を利用して再検査を実施し、二穴のうちいずれかの吸光度値がカットオフ値の九十分以上であるものを陽性とし、二穴ともカットオフ値の九十分以上未滿であるものを陰性とする。
 2 エライザ法（サンドイッチ酵素抗体法（アビジン-ビオチンカップリング法）による方

法)による検査の場合
 一 プレートにプロテインナーゼKが分注された緩衝液で所定の倍数に希釈した延髄の門部を含む脳乳剤を分注した後、密封し、十二分間から十六分間までの間十七度から二十七度までの温度で振とうした後、二十八分間から三十二分間までの間四十四度から四十四度までの温度で振とうし、当該プレートに消化停止薬を分注すること。
 二 一により調整した被検検体を密封し、二十八分間から三十二分間までの間十七度から二十七度までの温度で振とうした後、ストレプトアビジンを固相化した検査用プレート(以下「ストレプトアビジン固相プレート」という。)に当該検体を分注すること。
 三 二により処理したストレプトアビジン固相プレートに検出用溶液を分注した後、密封し、

五十五分間から六十五分間までの間十七度から二十七度までの温度で振とうすること。
 四 三により処理したストレプトアビジン固相プレートを洗浄し、これに基質溶液を分注した後、密封し、八分間から十二分間までの間十七度から二十七度までの温度で振とうし、反応停止液を分注し、所定の波長で測定した吸光度値により判定すること。
 五 吸光度値が、陰性対照の中央値に所定の値を乗じて得た値に所定の値を加えた値(以下この項において「カットオフ値」という。)以上であるものを再検査することとし、カットオフ値未満であるものを陰性とする。
 六 五により再検査することとなった検体のサンプルについてストレプトアビジン固相プレートの二穴を利用して再検査を実施し、二穴のう

ちいずれかの吸光度値がカットオフ値以上であるものを陽性とし、二穴ともカットオフ値未満であるものを陰性とする。
 3 エライザ法(サンドイッチ酵素抗体法(ワンステップ測定法)による方法)による検査の場合
 一 緩衝液で所定の倍数に希釈した延髄の門部を含む脳乳剤をデオキシリボヌクレアーゼI及びコラゲナーゼで処理し、プロテインナーゼKと混合し、三十分間三十七度の温度で保温した後、濃縮し、五十分間百度の温度で処理すること。
 二 TSE診断プレートに二穴により調整した被検検体を緩衝液で所定の倍数に希釈し、当該検体を分注すること。
 三 二により処理したTSE診断プレートに酵素標識抗体液を分注した後、密封し、一時間三十七度の温度で感作すること。

四 三により感作したTSE診断プレートを洗浄し、これに基質溶液を分注した後、遮光して三十分間室温で感作し、反応停止液を分注し、所定の波長で測定した吸光度値により判定すること。
 五 カットオフ値の九十パーセント以上であるものを再検査することとし、カットオフ値の九十パーセント未満であるものを陰性とする。
 六 五により再検査することとなった検体のサンプルについてTSE診断プレートの二穴を利用して再検査を実施し、二穴のうちいずれかの吸光度値がカットオフ値以上であるものを陽性とし、二穴ともカットオフ値未満であるものを陰性とする。
 4 エライザ法(サンドイッチ酵素抗体法(ワンポット前処理法)による方

法)による検査の場合
 一 破砕した延髄の門部、プロテインナーゼK及びマイクローバルセリンプロテインナーゼを混合し、均一となるように攪拌した後、十分間五十六度の温度で感作し、十分間百分度の温度で処理してから三十七度の温度以下に冷却すること。
 二 T S E 診断プレートに、一により調整した被検検体を分注した後、密封し、一時間三十七度の温度で感作した上、洗浄液で洗浄すること。
 三 二により処理したT S E 診断プレートに標準抗体液を分注した後、密封し、三十分間四度から八度までの温度で感作すること。
 四 三により感作したT S E 診断プレートを洗浄液で洗浄し、これに基質溶液を分注した後、遮光して三十分間室温で感作し、反応停止液を分注し、所定の

波長で測定した吸光度値により判定すること。
 五 カットオフ値の九十パーセント以上であるものを再検査することとし、カットオフ値の九パーセント未満であるものを陰性とする。
 六 五により再検査することになった検体のサンプルについてT S E 診断プレートの二穴を利用して再検査を実施し、二穴のうちいずれかの吸光度値がカットオフ値以上のものも陽性とし、二穴ともカットオフ値未満のものも陰性とする。
 5 ウエスタンブロット法による検査の場合
 一 緩衝液で所定の倍数に希釈した延髄の門部を含む脳乳剤とプロテインナーゼKを混合し、三十分間三十七度の温度で保温した後、濃縮し、五分間百分度の温度で処理すること。
 二 一により調整した被検検体及び指示検体を

ゲルに注入し、三十分間二百ボルトで電気泳動した後、当該ゲルからブロットティング膜へ蛋白質の転写を行うこと。
 三 二により調整したブロットティング膜に抗プロテイン抗体を加え、十分間室温で感作し、洗浄液で洗浄した後、標識抗体を加え、四十分間室温で感作すること。
 四 三により調整したブロットティング膜を洗浄液で洗浄し、化学発光試薬と反応させ、異常プロテイン蛋白質の存在を確認すること。
 6 免疫組織化学的検査の場合
 一 門部を含む延髄を中性緩衝ホルマリンで固定し、三叉神経脊髄路核、孤束核及び迷走神経背側核が含まれる部分を切り出し、ギ酸で不活化処理した後、パラフィン包埋及び薄切を行い標本を作製すること。
 二 一により作製した標本をギ酸及びオートク

レープにより処理し、抗プロテイン蛋白質抗体を加え、六十分間室温で感作すること。
 三 二により調整した標本を緩衝液で洗浄した後、標識抗体及び酵素標識試薬を加え、十分間室温で感作し、基質を加え、発色させること。
 四 三により調整した標本を光学顕微鏡で観察し、異常プロテイン蛋白質の存在を確認すること。

別表第二(第二十一条関係)

家畜衛生管理基準

畜種の類	家畜衛生管理基準
一 牛	第一 家畜防疫に関する基本的事項 (一人に関する事項) (家畜の所有者の責務)
牛	1 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。
羊	(家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践)
2	飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健

衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるように、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)

3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項

(3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起

(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止

(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

(7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

(8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(9) 農場における防疫のための更衣

(10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等(記録の作成及び保管)

4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1) 衛生管理区域(8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏

名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(所属等から明らかでない場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。

(2) 従事者が海外に渡航した場合、その滞在期間及び国又は地域の名称

(3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

(6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

(2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の畜舎を担当する場合、衛生管理を行う家畜(牛にあつては)

は月齢が満四月以上のものに限る。)の頭数の合計が二百頭(第二十一条の五第九号イ(1)又は(2)に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあつては、三千頭)を超えないこと。)

(獣医師等の健康管理指導)

6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。(家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備)

7 家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる14及び21について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

(飼養環境に関する事項)

(衛生管理区域の設定)

8 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごと)を行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

(放牧制限の準備)

9 法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

(埋却等の準備)

10 法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(家畜(月齢が満二十四月以上のものに限る。))一頭当たり五平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。(愛玩動物の飼育禁止)

11 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)

(家畜に関する事項)

(密飼いの防止)

12 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止(人に関する事項)

(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)

13 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)

14 当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、割蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること(その者が、シャワールによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)

(衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)

15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。)

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用)

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に對し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く)。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

(物品に関する事項)

(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等)

17 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に對し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く)。衛生管理区域に車両を入れる者に對し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く)。(他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

18 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

19 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(飲用水の給与)

20 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

(安全な資材の利用)

21 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

(家畜に関する事項)

(家畜を導入する際の健康観察等)

22 彼の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他家畜と直接接触させないようにすること。

第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

(人に関する事項)

(畜舎に立ち入る者の手指消毒等)

23 畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に對し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く)。

(畜舎の入口における靴の交換又は消毒)

24 畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に對し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

(物品に関する事項)

(器具の定期的な清掃又は消毒等)

25 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の体液(生乳を除く)が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。

(畜舎外での病原体による汚染防止)

26 家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。

(野生動物に関する事項)

(野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管)

27 家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)

28 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

(ねずみ及び害虫の駆除)

29 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺虫剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等の設置その他の必要な措置を講ずること。

(飼養環境に関する事項)

(衛生管理区域内の整理整頓及び消毒)

30 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくするとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

(畜舎等施設の清掃及び消毒)

31 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

(家畜に関する事項)

(毎日の健康観察)

32 毎日、飼養する家畜の健康観察(家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む)を行うこと。

第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

(人に関する事項)

(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等)

33 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に對し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く)。

(物品に関する事項)

(衛生管理区域から退出する車両の消毒)

34 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に對し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く)。

(衛生管理区域から搬出する物品の消毒等)

35 家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(家畜に関する事項)

(家畜の出荷又は移動時の健康観察)

36 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

(特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)

37 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)

38 飼養する家畜に特定症状以外の異状があつて、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

二 (人に關する事項)

第一 家畜防疫に關する基本的事項

(家畜の所有者の責務)

1 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜

し
 の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。
 (家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践)

2 飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるように、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。
 (飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)

3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。
 (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
 (3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起
 (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
 (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
 (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
 (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
 (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(9) 農場における防疫のための更衣(10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等(記録の作成及び保管)

4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1) 衛生管理区域(8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立ち入りの年月日、その目的(所属等から明らかかな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立ち入り有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。
 (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
 (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
 (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日
 (5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
 (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容
 (大規模所有者が講ずる措置)
 5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業者が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
 (2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭(肥育豚(月齢が満十月未満の豚をいう。)にあつては、一万頭)を超えないこと。)
 (3) 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認められる者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画(家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。)を策定すること。
 (獣医師等の健康管理指導)

6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。(家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備)

7 家畜の所有者は、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる
 14、22、26、28及び29について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。
 (飼養環境に関する事項)
 (衛生管理区域の設定)

8 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等によつて分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごと)を行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域

の設定に当たつては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。
 (放牧制限の準備)
 9 法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。
 (埋却等に備えた措置)

10 法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(家畜(月齢が満三月以上のものに限る。)一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。)又は家畜の死体の焼却の用に供する焼却施設(以下10において「埋却地等」という。)を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合において、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。
 (愛玩動物の飼育禁止)

11 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合は除く。)(家畜に関する事項)
 (密飼いの防止)
 12 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
 第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止(人に関する事項)

13 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ

じめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
(他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)

14 当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようによること(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)

(衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)
15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。)

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用)
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)

更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
(物品に関する事項)

(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等)
17 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入る者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)

除く。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用者の他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)

(他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
18 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

19 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
(飲用水の給与)
20 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。
(処理済みの飼料の利用)

21 飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。)を原材料とする飼料を給与する場合には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)に基づき適正に処理が行われたもの(攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法等で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。)を用いることとし、当該処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。
(安全な資材の利用)

22 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。
(野生動物に関する事項)

23 野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置(野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。)

放牧等の屋外飼養施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。)

定期的な防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。ねずみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。
(家畜に関する事項)

(家畜を導入する際の健康観察等)
24 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接させないようにすること。
第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

(人に関する事項)
(畜舎に立ち入る者の手指消毒等)
25 畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。)

(畜舎)この専用の衣服及び靴の設置並びに使用)
26 畜舎(この専用の衣服(大臣指定地域に限る。))及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないうよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

が侵入しないよう防護柵の設置(野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。)

(器具の定期的な清掃又は消毒等)
27 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の液体が付着する物品を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜舎ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては一頭ごとに交換又は消毒をすること。
(畜舎外での病原体による汚染防止)

28 家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。
(野生動物に関する事項)

(野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組)
29 野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することとができる防鳥ネット(網目の大きさが二センチメートル以下のものであれば)を以下の効果の有するものと認められるものに限る。以下この項において同じ。)

その他の設備を設置することともに、定期的な当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。また、大臣指定地域においては、放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保を行うこと。
(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)

30 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
(ねずみ及び害虫の駆除)

31 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等の設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

<p>(飼養環境に関する事項)</p> <p>(衛生管理区域内の整理整頓及び消毒)</p> <p>32 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられた場所をなくするとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残りしないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。</p> <p>(畜舎等施設の清掃及び消毒)</p> <p>33 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。</p> <p>(家畜に関する事項)</p> <p>34 毎日、飼養する家畜の健康観察(家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。</p>	<p>(衛生管理区域外への病原体の拡散防止(人に関する事項))</p> <p>35 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(物品に関する事項)</p> <p>36 衛生管理区域から退出する車両の消毒</p> <p>37 家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(家畜に関する事項)</p> <p>38 家畜の出荷又は移動時の健康観察(家畜の出荷又は移動により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。)</p>
---	---

<p>(特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)</p> <p>39 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。</p> <p>(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)</p> <p>40 飼養する家畜に特定症状以外の異状であつて、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p>	<p>三 家畜防疫に関する基本的事項</p> <p>(人に関する事項)</p> <p>1 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について、確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。</p> <p>(家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践)</p> <p>2 飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生</p>
---	---

<p>ろ に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるとき、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。</p> <p>(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)</p> <p>3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。</p> <p>(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項</p> <p>(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項</p> <p>(3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起</p> <p>(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止</p> <p>(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組</p> <p>(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い</p> <p>(7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止</p> <p>(8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止</p> <p>(9) 農場における防疫のための更衣</p> <p>(10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等</p> <p>4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域(7に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入りした者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立ち入りの年月日、その目的(所属等から明らか</p>	<p>ろ に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるとき、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。</p> <p>(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)</p> <p>3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。</p> <p>(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項</p> <p>(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項</p> <p>(3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起</p> <p>(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止</p> <p>(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組</p> <p>(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い</p> <p>(7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止</p> <p>(8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止</p> <p>(9) 農場における防疫のための更衣</p> <p>(10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等</p> <p>4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域(7に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入りした者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立ち入りの年月日、その目的(所属等から明らか</p>
---	---

<p>かな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立ち入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に入入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の羽数、日齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況</p> <p>(6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容</p> <p>(大規模所有者が講ずる措置)</p> <p>5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。</p> <p>(1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。</p> <p>(2) 家畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の家畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、</p>	<p>かな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立ち入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に入入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の羽数、日齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況</p> <p>(6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容</p> <p>(大規模所有者が講ずる措置)</p> <p>5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。</p> <p>(1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。</p> <p>(2) 家畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の家畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、</p>
--	--

あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。)
 (3) 大規模所有者のうち、特に家さんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画(家さんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。)を策定すること。
 (獣医師等の健康管理指導)

6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家さんの健康管理について指導を受けること。
 (飼養環境に関する事項)
 (衛生管理区域の設定)

7 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、家さん舎、家さんに直接接触する物品の保管所並びに家さんに直接触れる者が消毒並びに衣服及び靴の交換(家さん舎ごと)を行う消毒並びに衣服及び靴の交換を網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家さん、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するように設定すること。
 (埋却等に備えた措置)

8 法第二十一条の規定に基づく家さんの死体の埋却の用に供する土地(家さん(日齢が満百五十日以上のものに限る。))百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。又は家さんの死体の焼却の用に供する焼却施設(以下8において「埋却地等」という。)を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合において、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもって、埋却地等の確保に代えることができる。
 (愛玩動物の飼育禁止)

9 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育を

しないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)
 (家さんに関する事項)
 (密飼いの防止)
 10 家さんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家さんを飼養しないこと。
 第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止
 (人に関する事項)
 (衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)

11 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家さんに接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
 (他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)

12 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること(その者が、シャワーによる身体を洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)
 (衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)
 13 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。)
 (衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用)

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合は、更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合は、洗浄及び消毒を行うこと。
 (物品に関する事項)
 15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。))。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用を対他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)
 (他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
 16 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
 (海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
 17 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
 (飲用水の給与)
 18 飼養する家さんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。
 (家さんに関する事項)
 (家さんを導入する際の健康観察等)
 19 他の農場等から家さんを導入する場合には、導入元の農場等における家さんの伝染

性疾病の発生状況及び導入する家さんの健康状態を確認すること等により健康な家さんを導入すること。導入した家さんに家さんの伝染性にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家さんと直接接触させないようにすること。
 第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
 (人に関する事項)
 (家さん舎に立ち入る者の手指消毒等)
 20 家さん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家さん舎へ出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該家さん舎専用の手袋を着用させる場合を除く。)
 (家さん舎)ごとの専用の靴の設置及び使用)
 21 家さん舎ごとの専用の靴を設置し、家さん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家さん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う履替えによる病原体の家さん舎への侵入を防ぐため、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。家さん舎から家さん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家さん舎の内外で交差しないよう、家さん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
 (物品に関する事項)
 (器具の定期的な清掃又は消毒等)
 22 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。
 (家さん舎外での病原体による汚染防止)
 23 家さん舎の飼養管理に必要な物品を家さん舎に持ち込まないこと。
 (野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕)
 24 野鳥等の野生動物の家さん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができず防鳥ネット(網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果をも有すると認められるものに限る。)

上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合は、更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合は、洗浄及び消毒を行うこと。
 (物品に関する事項)
 15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。))。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用を対他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)
 (他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
 16 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
 (海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
 17 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
 (飲用水の給与)
 18 飼養する家さんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。
 (家さんに関する事項)
 (家さんを導入する際の健康観察等)
 19 他の農場等から家さんを導入する場合には、導入元の農場等における家さんの伝染

性疾病の発生状況及び導入する家さんの健康状態を確認すること等により健康な家さんを導入すること。導入した家さんに家さんの伝染性にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家さんと直接接触させないようにすること。
 第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
 (人に関する事項)
 (家さん舎に立ち入る者の手指消毒等)
 20 家さん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家さん舎へ出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該家さん舎専用の手袋を着用させる場合を除く。)
 (家さん舎)ごとの専用の靴の設置及び使用)
 21 家さん舎ごとの専用の靴を設置し、家さん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家さん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う履替えによる病原体の家さん舎への侵入を防ぐため、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。家さん舎から家さん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家さん舎の内外で交差しないよう、家さん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
 (物品に関する事項)
 (器具の定期的な清掃又は消毒等)
 22 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。
 (家さん舎外での病原体による汚染防止)
 23 家さん舎の飼養管理に必要な物品を家さん舎に持ち込まないこと。
 (野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕)
 24 野鳥等の野生動物の家さん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができず防鳥ネット(網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果をも有すると認められるものに限る。)

上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合は、更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合は、洗浄及び消毒を行うこと。
 (物品に関する事項)
 15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。))。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用を対他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)
 (他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
 16 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
 (海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
 17 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
 (飲用水の給与)
 18 飼養する家さんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。
 (家さんに関する事項)
 (家さんを導入する際の健康観察等)
 19 他の農場等から家さんを導入する場合には、導入元の農場等における家さんの伝染

その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)

25 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

(ねずみ及び害虫の駆除)

26 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺虫剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等の設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

(飼養環境に関する事項)

(衛生管理区域内の整理整頓及び消毒)

27 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくするとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

(家きん舎等施設の清掃及び消毒)

28 家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

(家きんに関する事項)

29 毎日、飼養する家きんの健康観察(家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。

第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止(人に関する事項)

(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等)

30 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)

(物品に関する事項)

(衛生管理区域から退出する車両の消毒)

31 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備

を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)

(衛生管理区域から搬出する物品の消毒等)

32 家きんの排せつ物等が附着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(家きんに関する事項)

(家きんの出荷又は移動時の健康観察)

33 家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。また、家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

(特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)

34 飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)

35 飼養する家きんに特定症状以外の異状であつて、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合(その原因が家きんの伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家きんが監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこと。当該家きんが監視伝染病にかかつていないことが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求め

四 第一 家畜防疫に関する基本的事項(人に関する事項)

(馬の所有者の責務)

1 馬の所有者は、飼養する馬について、馬の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、馬の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

(家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践)

2 飼養する馬が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるように、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)

3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印刷した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。馬の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項

(3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起

(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止

(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

(7) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(8) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等(記録の作成及び保管)

4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1) 衛生管理区域(6に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入りした者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立ち入りの年月日、その目的(所属等から明らかな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。)並びに当該立ち入りした者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合には、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における馬の飼養施設等への立ち入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。

(2) 従事者が海外に渡航した場合、その滞在期間及び国又は地域の名称

(3) 導入した馬の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4) 出荷又は移動を行った馬の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5) 飼養する馬の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状

並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

(6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

(獣医師等の健康管理指導)

5 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。

(飼養環境に関する事項)

(衛生管理区域の設定)

6 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(厩舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するように設定すること。

第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)

7 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようになるとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多数の者が立ち入り入口において想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。

(他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)

8 当日の他の馬の飼養施設等に立ち入った者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないよう(その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)

(衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)

9 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。)

(物品に関する事項)

(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等)

10 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)

(他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

11 他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

12 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(飲用水の給与)

13 飼養する馬に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

(馬に関する事項)

(馬を導入する際の健康観察等)

14 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾患の発生状況及び導入する馬の健康状態を確認すること等により健康な馬を導入すること。導入した馬に馬の伝染性疾患にかかっている可能

性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。

第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

(人に関する事項)

(厩舎に立ち入る者の手指消毒等)

15 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該厩舎専用の手袋を着用させる場合を除く。)

(厩舎の入口における靴の交換又は消毒)

16 厩舎ごとの専用の靴を設置し、厩舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が厩舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う厩舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

(物品に関する事項)

(器具の定期的な清掃又は消毒等)

17 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。

(厩舎外での病原体による汚染防止)

18 馬の飼養管理に必要な物品を厩舎に持ち込まないこと。

(野生動物に関する事項)

(野生動物物の侵入防止のための死体の適正な保管)

19 馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物物の侵入を防止するための措置を講ずること。

(給餌設備、給水設備等への野生動物物の排せつ物等の混入の防止)

20 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

(飼養環境に関する事項)

(衛生管理区域内の整理整頓及び消毒)

21 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくするとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

(馬に関する事項)

(馬の出荷又は移動時の健康観察)

(馬の出荷又は移動時の健康観察)

27 馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認すること。また、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

(異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)

28 飼養する馬に異状が確認された場合(その原因が馬の伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該馬が監視

(厩舎等施設の清掃及び消毒)

22 厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

(馬に関する事項)

(馬の健康観察)

23 毎日、飼養する馬の健康観察(馬の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。

第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止(人に関する事項)

(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等)

24 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)

(物品に関する事項)

(衛生管理区域から退出する車両の消毒)

25 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)

(衛生管理区域から搬出する物品の消毒等)

26 馬の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(馬に関する事項)

(馬の出荷又は移動時の健康観察)

(馬の出荷又は移動時の健康観察)

伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行わないことが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。	別表第三(第三十条、第三十五条関係) 消毒の基準	種類 方法	火トーチランプ、石油又はガソリン、巢箱、巢炎等による火炎により消毒目的物を、土壌に十分に加熱する。	蒸流通蒸気を用いて消毒目的物を一被服、毛気時間以上百度以上の湿熱に触れさせ、消毒する。	煮沸消毒目的物を全部水中に浸し、沸騰後一時間以上煮沸する。	煮消毒目的物を全部水中に浸し、沸騰後一時間以上煮沸する。	毒消	毒消	毒消	毒消	毒消	毒消	毒消	毒消	毒消	毒消	毒消
一 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品(医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けたものに限る。5、6、12、15、18及び別表第四において同じ。)を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。 4 過酢酸による消毒 消毒目的物に十分に煙霧し、散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。 5 逆性石けん液及び両性石けん液による消毒 一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に、普通石けん、クレゾール石けん液、ヨウ化物等と混合しないように散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 6 グルタルアルデヒドによる消毒 一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 7 酸化エチレンに炭酸ガスを加えた混合ガスによる消毒 密閉された消毒器又は滅菌施設に消毒目的物を収納し、定量の薬品を拡散させる。 8 次亜塩素酸カルシウム(サラシ粉)による消毒 消毒目的物に十分に散布する。	一 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品(医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けたものに限る。5、6、12、15、18及び別表第四において同じ。)を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。 4 過酢酸による消毒 消毒目的物に十分に煙霧し、散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。 5 逆性石けん液及び両性石けん液による消毒 一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に、普通石けん、クレゾール石けん液、ヨウ化物等と混合しないように散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 6 グルタルアルデヒドによる消毒 一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 7 酸化エチレンに炭酸ガスを加えた混合ガスによる消毒 密閉された消毒器又は滅菌施設に消毒目的物を収納し、定量の薬品を拡散させる。 8 次亜塩素酸カルシウム(サラシ粉)による消毒 消毒目的物に十分に散布する。	適当な消毒目的物	等	布製の飼料袋等	布、毛、器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等
9 水酸化ナトリウム水(苛性ソーダ水)その他アルカリ水剤による消毒 消毒目的物に十分に散布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 10 消石灰粉又は石灰乳(生石畜舎周辺灰又は消石灰を十パーセント以上の割合で水と混合し乳液状としたもの)による消毒 一 消毒目的物に十分に散布する。 二 消毒目的物を散布する場合には、必要に応じて水を散布する。 11 ハロゲン塩製剤(次亜塩素酸ナトリウム製剤)による消毒 一 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 三 異常ブリオン蛋白質を消毒する場合には、有効塩素濃度二パーセント以上のものを用いる。 12 ハロゲン化物による消毒 一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 13 ビグアナイド系消毒薬(グルコン酸クロルヘキシジン等)による消毒 一 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品(医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けて製造販売されたものに限る。)を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物を散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。	9 水酸化ナトリウム水(苛性ソーダ水)その他アルカリ水剤による消毒 消毒目的物に十分に散布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 10 消石灰粉又は石灰乳(生石畜舎周辺灰又は消石灰を十パーセント以上の割合で水と混合し乳液状としたもの)による消毒 一 消毒目的物に十分に散布する。 二 消毒目的物を散布する場合には、必要に応じて水を散布する。 11 ハロゲン塩製剤(次亜塩素酸ナトリウム製剤)による消毒 一 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 三 異常ブリオン蛋白質を消毒する場合には、有効塩素濃度二パーセント以上のものを用いる。 12 ハロゲン化物による消毒 一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 13 ビグアナイド系消毒薬(グルコン酸クロルヘキシジン等)による消毒 一 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品(医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けて製造販売されたものに限る。)を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物を散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等	器具、畜舎等
14 フェノール系消毒薬 一 フェノール(石炭酸)による消毒 加熱し、溶解した消毒用フェノールに少量の温湯又は水を加え、ノールに少量の温湯又は水を加え、ノールにかきまぜ、又は振とうしながら徐々に水を注いで溶解させ、三パーセント(重量濃度)に希釈する。 ハ 消毒目的物に十分に散布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 二 クレゾール(メチルフェノール)又はクレゾール石けん液による消毒 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 ロ 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 15 複合塩素系消毒薬及びジクロリン酸ナトリウム消毒薬による消毒 一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 16 ホルマリン水による消毒 一 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 希釈後直ちに消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 三 毛、角又は蹄を消毒する場合等には、消毒目的物をこれに三時間以上浸す。 17 ホルムアルデヒドによる消毒 密閉した室内又は消毒器内において容積一立法メートルについてホルマリン十五グラム以上を散布若しくは蒸発させ、又はホルムアルデヒド五グラム以上を発生させ、同時に二十八グラム以上の水を蒸容の汚染	14 フェノール系消毒薬 一 フェノール(石炭酸)による消毒 加熱し、溶解した消毒用フェノールに少量の温湯又は水を加え、ノールにかきまぜ、又は振とうしながら徐々に水を注いで溶解させ、三パーセント(重量濃度)に希釈する。 ハ 消毒目的物に十分に散布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 二 クレゾール(メチルフェノール)又はクレゾール石けん液による消毒 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 ロ 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 15 複合塩素系消毒薬及びジクロリン酸ナトリウム消毒薬による消毒 一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 16 ホルマリン水による消毒 一 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 希釈後直ちに消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 三 毛、角又は蹄を消毒する場合等には、消毒目的物をこれに三時間以上浸す。 17 ホルムアルデヒドによる消毒 密閉した室内又は消毒器内において容積一立法メートルについてホルマリン十五グラム以上を散布若しくは蒸発させ、又はホルムアルデヒド五グラム以上を発生させ、同時に二十八グラム以上の水を蒸容の汚染	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等	手足、畜体、畜舎、器具、革類等

別表第四(第三十三条の三関係)	病原家畜消毒設備の種類	消毒薬の種類	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬
	ウイ牛疫、踏込消毒槽に掲げるいずれかの消毒薬 (エン性脳に準ずる設1 石灰乳(十パーセント)以上)	1 石灰乳(十パーセント)以上 2 両性石けん液 3 その他の医薬品である消毒薬 4 その他法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針(以下「防疫指針」という。)で定める消毒薬	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ
別表第四(第三十三条の三関係)	病原家畜消毒設備の種類	消毒薬の種類	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬
	ウイ牛疫、踏込消毒槽に掲げるいずれかの消毒薬 (エン性脳に準ずる設1 石灰乳(十パーセント)以上)	1 石灰乳(十パーセント)以上 2 両性石けん液 3 その他の医薬品である消毒薬 4 その他法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針(以下「防疫指針」という。)で定める消毒薬	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ
別表第四(第三十三条の三関係)	病原家畜消毒設備の種類	消毒薬の種類	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬
	ウイ牛疫、踏込消毒槽に掲げるいずれかの消毒薬 (エン性脳に準ずる設1 石灰乳(十パーセント)以上)	1 石灰乳(十パーセント)以上 2 両性石けん液 3 その他の医薬品である消毒薬 4 その他法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針(以下「防疫指針」という。)で定める消毒薬	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬	豚熱、リカ

菌芽 胞及炭 病腐蛆	3 痕踏込消毒槽に掲げるいずれかの消毒薬	4 その他の医薬品である消毒薬
4 マイ牛 疫肺	踏込消毒槽に掲げるいずれかの消毒薬	4 その他の医薬品である消毒薬
コ マ ラ ズ ナ マ び ケ チ ア	踏込消毒槽に掲げるいずれかの消毒薬	4 その他の医薬品である消毒薬
マ ラ ズ ナ マ び ケ チ ア	踏込消毒槽に掲げるいずれかの消毒薬	4 その他の医薬品である消毒薬
マ ラ ズ ナ マ び ケ チ ア	踏込消毒槽に掲げるいずれかの消毒薬	4 その他の医薬品である消毒薬

を消毒する
3
その他の医薬品である消毒薬